

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年12月15日提出
【発行者名】	国際投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 吉峯 寛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	村田 淳生
【電話番号】	03(5221)6110
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

グローバル・ソブリン・オープン（３ヵ月決算型）  
（以下「ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社である国際投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額\*とします。

なお、原則として午後３時（半休日のときは午前11時）までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

\* 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した１口当たりの純資産額をいいます。（ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額の照会先は、「（8）申込取扱場所」または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「口３ヵ月」として掲載されます。

国際投信投資顧問株式会社（信託契約に係る委託者であり、以下「委託会社」という場合があります。）

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は委託会社の営業日の午前９時～午後５時（半休日のときは午前９時～正午））

受付時間外は音声自動応答システムによる「基準価額案内ダイヤル」が利用できます。

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

## ( 5 ) 【申込手数料】

(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
1億口以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)
(手数料率) 申込代金に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
1億円以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)
(手数料率) 申込金額に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
1億円以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)

申込手数料は、申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額となります。

\* 「申込代金」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額をいいます。

\* 「申込金額」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額をいいます。

償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合（以下「償還乗換え<sup>\*</sup>」といいます。）には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。（償還乗換え優遇）

\* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金<sup>(注)</sup>をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込みをいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

(注) 信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取代金または解約金を含みます。

販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該信託の信託期間の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取代金または解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でファンドの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を独自に定めることができます。

販売会社は、「グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）」および「グローバル・ソブリン・オープン（1年決算型）」の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取代金または解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、前記 から までの販売会社がそれぞれ定める手数料率の照会先は当該販売会社となります。

**( 6 ) 【申込単位】**

収益分配金の受取方法により、2つのコースがあり、申込単位が異なります。（原則として、コースを途中で変更することはできません。）

（当初元本1口＝1円）

「分配金受取コース」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

1万口単位または1万円以上1円単位です。

「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

なお、「自動けいぞく投資コース」について、販売会社によっては、定期引出契約<sup>\*</sup>を締結することができる場合があります。

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）に関する契約<sup>\*</sup>を締結することができる場合があります。その場合は、当該契約で規定する申込単位となります。

<sup>\*</sup> 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

**( 7 ) 【申込期間】**

平成21年12月16日から平成22年12月14日までです。

ただし、取得の申込みの受付は、日本における販売会社の営業日に限り行われます。

<sup>\*</sup> 申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

**( 8 ) 【申込取扱場所】**

販売会社で申込みの取扱いを行います。

販売会社の照会先は以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午））

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

**( 9 ) 【払込期日】**

取得申込者は、申込代金（申込金額（取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額）を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社である国際投信投資顧問株式会社の指定する口座を経由して、株式会社りそな銀行（信託契約に係る受託者であり、以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払込まれます。

**( 10 ) 【払込取扱場所】**

前記「(8)申込取扱場所」に同じです。

申込代金は取得の申込みを行った販売会社へ払込むものとします。

**( 11 ) 【振替機関に関する事項】**

株式会社証券保管振替機構

## （ 1 2 ） 【その他】

### 申込みの方法

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

取得の申込みのときに「分配金受取コース」または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。（原則として、コースを途中で変更することはできません。）

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、初回の取得申込みのときに販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款<sup>\*</sup>」に基づく契約の締結等の諸手続きが必要となります。

<sup>\*</sup> 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

### 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

### その他留意事項

- a . 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。
- b . 申込代金には利息をつけません。
- c . 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

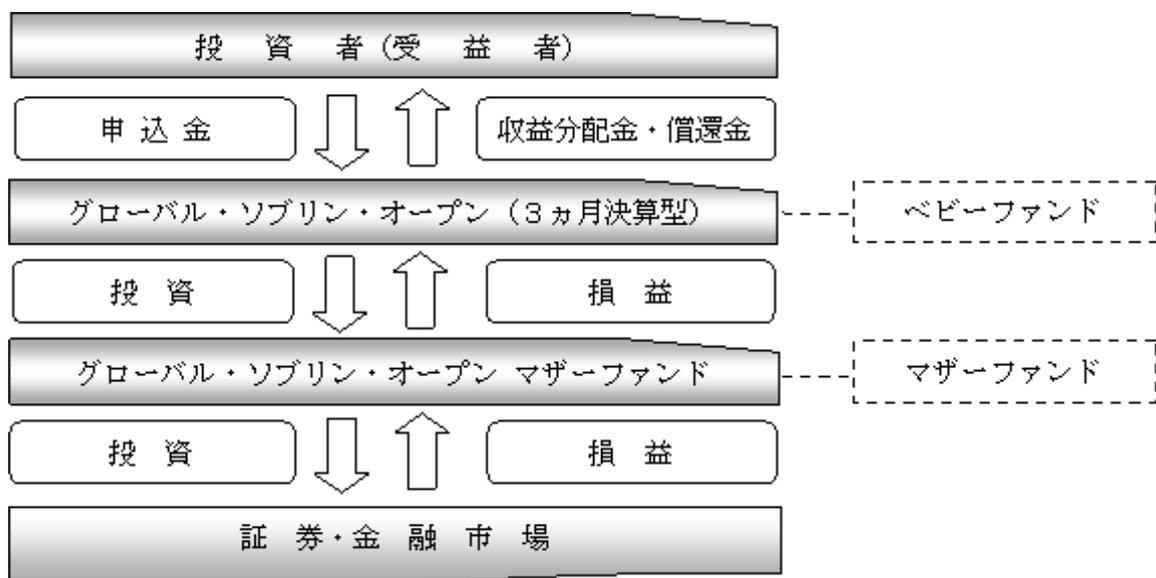
#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

ファミリーファンド方式\*により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

\* ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



###### 信託金の限度額

1兆円です。

\* 信託金の限度額は、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

###### 基本的性格

社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

###### 商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

## 該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル(日本含む)		
	年2回	日本	ファミリー	あり
	年4回	北米	ファンド	(適時ヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(債券 公債・高格付債))	その他	アフリカ	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
		中近東(中東)		
		エマージング		
資産複合				

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

## 該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券(債券 公債・高格付債))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として、債券(公債 <sup>*1</sup> ・高格付債 <sup>*2</sup> )に投資する。
年4回	目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル(日本を含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり (適時ヘッジ)	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち適時ヘッジを行うものをいう。恒常的に為替ヘッジを行うものではありません。

\*1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。)に主として投資する旨の記載のあるものをい

う。

- \* 2 高格付債・・・目論見書又は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものとして、国際投信投資顧問株式会社が定義したもの。

前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）よりご確認ください。

ファンドの特色

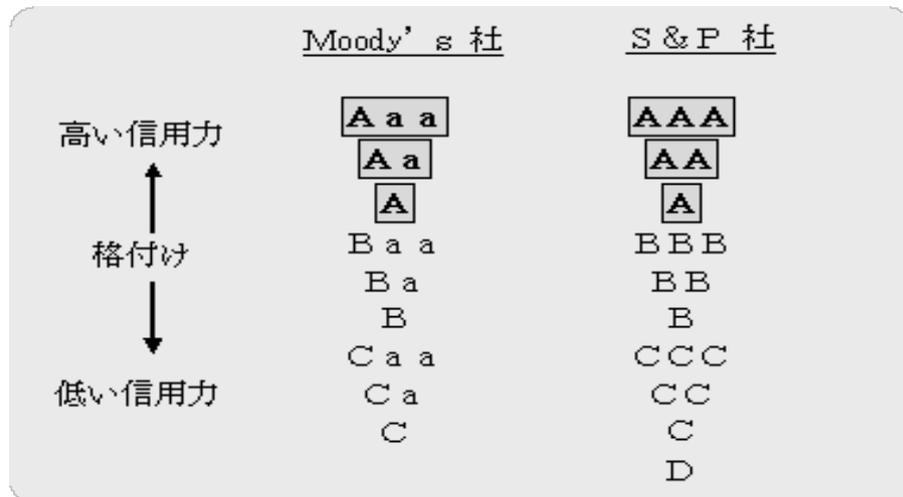
- a . ファミリーファンド方式により、世界主要先進国のソブリン債券\*に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

\* ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

- ( a ) ファンドは、OECD加盟国（平成21年10月末現在30ヵ国）のうち、信用力の高い国の債券（原則としてA格以上のもの）を主要投資対象とします。平成21年10月末現在、主要投資対象国は次の通りです。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ、日本

- ( b ) 債券には、その元本および利息の支払いの確実性の度合いにより、格付機関（Moody's社、S&P社等）によって格付けがなされています。ファンドが投資対象とする各国の債券にはいずれも、原則としてA格以上（以下の四角で囲った部分）の格付けがなされています。



## OECD加盟国の格付状況

	Moody's社	S & P社
オーストラリア	A a a	AAA
オーストリア	A a a	AAA
カナダ	A a a	AAA
デンマーク	A a a	AAA
フィンランド	A a a	AAA
フランス	A a a	AAA
ドイツ	A a a	AAA
ルクセンブルグ	A a a	AAA
オランダ	A a a	AAA
ニュージーランド	A a a	AAA
ノルウェー	A a a	AAA
スウェーデン	A a a	AAA
スイス	A a a	AAA
イギリス	A a a	AAA
アメリカ	A a a	AAA
スペイン	A a a	AA+
ベルギー	A a 1	AA+
アイルランド	A a 1	AA
日本	A a 2	AA
ポルトガル	A a 2	A+
イタリア	A a 2	A+
チェコ	A 1	A+
スロバキア	A 1	A+
ギリシャ	A 1	A-
韓国	A 2	A+
ポーランド	A 2	A
メキシコ	B a a 1	A+
アイスランド	B a a 1	BBB+
ハンガリー	B a a 1	BBB-
トルコ	B a 3	BB

\* 網掛けされた22カ国がグローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）の主要投資対象国です。

\* 平成21年10月末現在、投資対象国のうちマザーファンドを通じて組入れている国は17カ国です。

\* 上記の各国の格付状況は、平成21年10月末現在の自国通貨建長期債務格付けであり、今後、各国の政治、経済、社会情勢等により変更になることがあります。

(c) ファンドは安定したインカムゲインの確保に加え、金利変動等に伴う債券価格の変動リスクおよび為替変動リスクを管理することにより、キャピタルゲインの獲得を目指します。ポートフォリオの構築にあたっては、期待される債券予想収益と為替予想収益を総合的に判断したうえで、円投資家の立場から最適<sup>\*</sup>な国別資産配分（カントリー・アロケーション）を決定し、債券ポートフォリオを構築します。

\* 「最適」とは結果として最適となることを意味するものではありません。

為替の管理について

為替については、ファンダメンタルズ分析、為替定量モデルによる分析およびファ

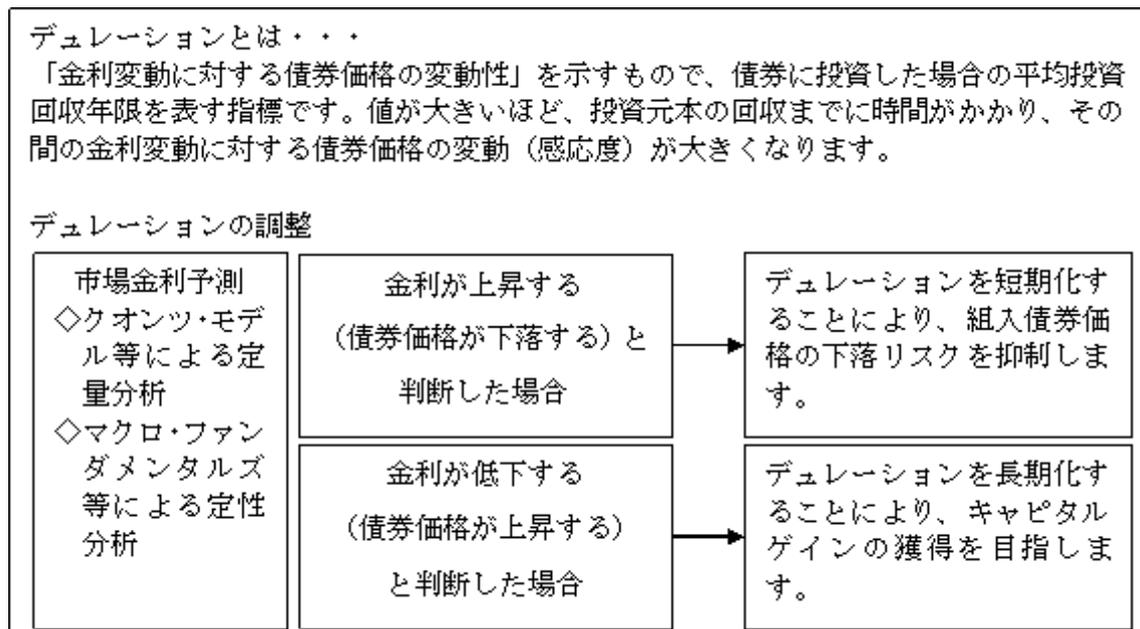
ンドマネージャーの判断などを総合的に勘案し、中期的な為替動向を予測したうえで、各投資対象国(通貨)毎の対円予想収益率を算定します。

ファンドの運用期間中においては、常時、為替市場のモニタリングを行い、市場の動きが基準価額に大きく影響することが予想された場合には、為替ポジションを調整（カンントリー・アロケーションの変更およびデリバティブによる一時的な為替ヘッジ）することで、ファンド収益の確保・向上をはかります。

#### デュレーションの管理について

ポートフォリオのデュレーションはベンチマークを基本としますが、市場金利予測に基づき、±3年程度の範囲で調整します。

デュレーションの調整は、投資対象国毎の短・中・長期債の配分をコントロールすることにより行いますが、市場動向によっては債券先物・オプション等を利用することもあります。



(d) シティグループ世界国債インデックス（円ベース、日本を含む）をベンチマークとして運用を行います。

イ．シティグループ世界国債インデックスとは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券インデックスで、昭和59年12月末を100とする世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

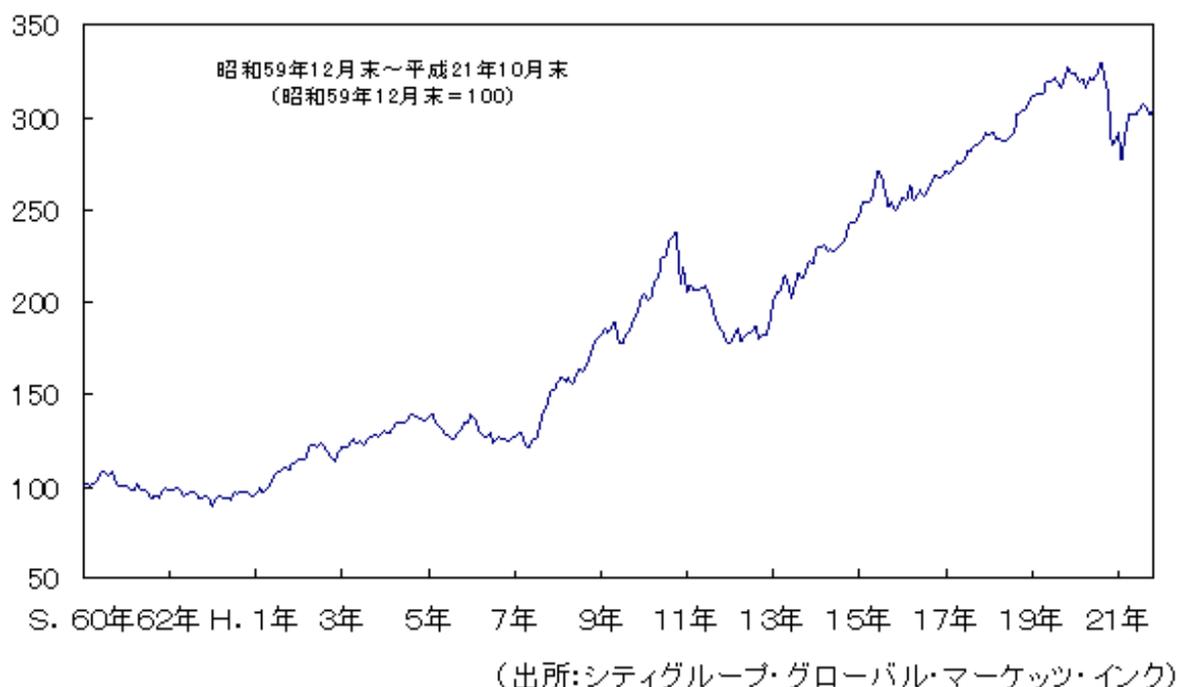
ロ．ファンドは、シティグループ世界国債インデックス（円ベース、日本を含む）（対象国：平成21年11月1日現在23カ国）を上回る投資成果を目指し、運用を行います。

## シティグループ世界国債インデックス（円ベース、日本を含む）の構成

国名	構成比 (%)	平均終利 (%)	デュレー ション	国名	構成比 (%)	平均終利 (%)	デュレー ション
アメリカ	22.40	2.14	5.08	デンマーク	0.71	2.91	6.49
イタリア	8.67	3.22	6.65	アイルランド	0.70	3.79	5.91
ドイツ	7.88	2.49	5.87	ポーランド	0.65	5.23	3.77
フランス	7.29	2.74	6.39	スウェーデン	0.51	2.63	6.04
イギリス	5.64	3.12	8.86	オーストラリア	0.50	5.27	4.43
スペイン	3.42	2.90	6.26	フィンランド	0.44	2.50	4.83
ベルギー	2.23	2.79	5.70	スイス	0.44	1.55	5.87
ギリシャ	1.93	3.50	5.58	マレーシア	0.37	3.55	4.42
オランダ	1.92	2.66	5.80	シンガポール	0.27	1.60	5.21
カナダ	1.88	2.65	6.40	ノルウェー	0.23	3.19	3.69
オーストリア	1.41	3.02	6.48	日本	29.63	0.93	6.66
ポルトガル	0.87	2.97	6.06	合計	100.00	2.17	6.19

\* 上記のデータは、平成21年11月1日時点であり、今後、市況動向等により変更される場合があります。

## シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)の推移



\* 上記のグラフはあくまでもインデックスの過去の推移であり、ファンドの将来の成果を約束するものではありません。

(e) ウェスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。  
なお、ウェスタン・アセット・マネジメント株式会社は、ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー（本部所在地：米国カリフォルニア州）の日本拠点です。

\* 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

b. 3ヵ月に1回決算を行い、収益の分配を行います。

毎年3、6、9、12月の17日（休業日のときは翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

(a) 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日以内に支払

います。

(b) 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

c. 取得の申込単位は以下の通りです。

(当初元本 1 口 = 1 円)

(a) 「分配金受取コース」

1 万口単位または 1 万円以上 1 円単位です。

(b) 「自動けいぞく投資コース」

1 万円以上 1 円単位です。

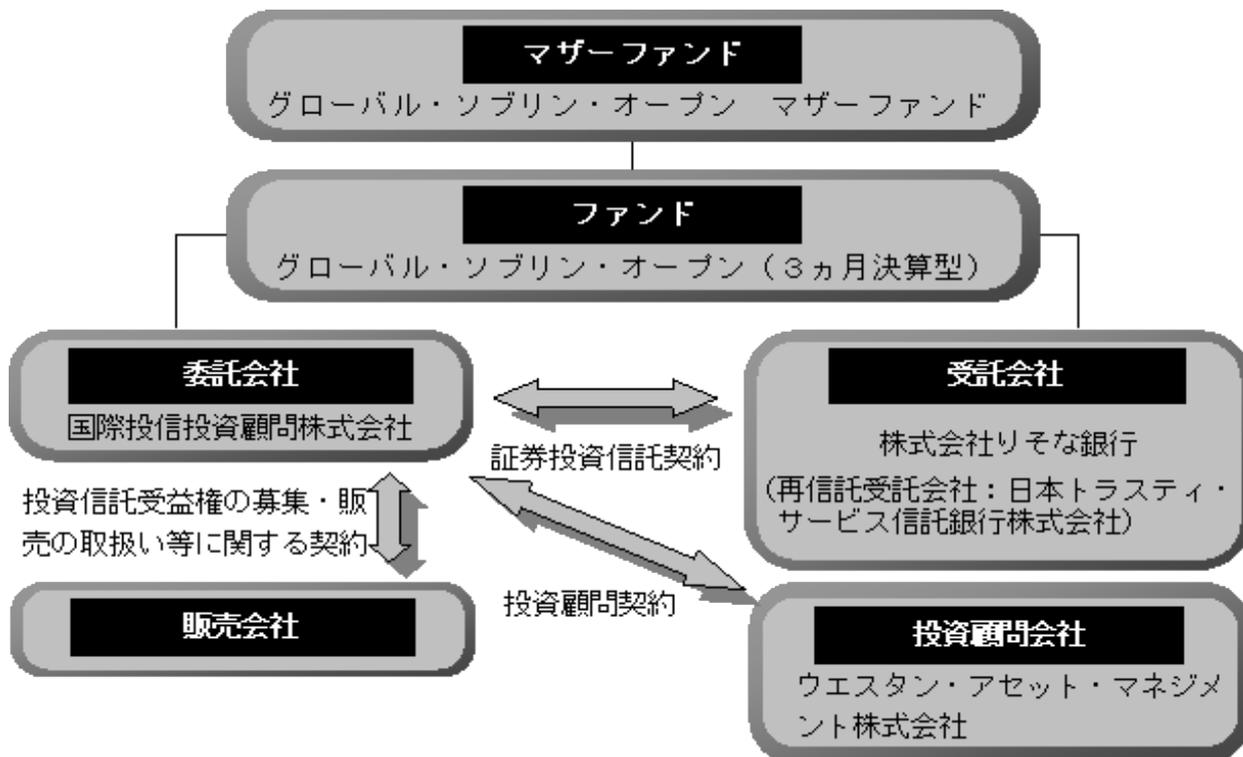
ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1 円単位とします。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

d. 信託期限は無期限です。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

a. 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）

信託財産の運用指図、運用報告書の作成等を行います。

b. 受託会社（株式会社りそな銀行、再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

信託財産の管理業務等を行います。

c. 投資顧問会社（ウェスタン・アセット・マネジメント株式会社）

信託財産の運用に係る助言および情報提供を行います。

d. 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

## 委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- a. 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）  
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- b. 投資顧問契約（委託会社と投資顧問会社との契約）  
ファンドの運用のための情報および助言等の提供についての方法ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。
- c. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）  
受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

## 委託会社の概況

- a. 資本金（平成21年10月末現在）  
26億8千万円
- b. 沿革  
昭和58年3月 国際投信委託株式会社設立  
昭和59年12月 国際投資顧問株式会社設立  
平成9年7月 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更
- c. 大株主の状況（平成21年10月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	3,995株	30.73%
エム・ユー・エス・ファシリティーサービス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,427株	10.97%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	1,400株	10.77%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 基本方針

ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

## 投資態度

主として、グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド（以下「親投資信託」または「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を通じて、世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）に投資を行います。

## 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

## (2)【投資対象】

主として、マザーファンド受益証券を通じて、世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）に投資を行います。

## 投資の対象とする資産の種類（約款第18条の2）

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券

- b. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、(5) 信託約款に定める投資制限の および に定めるものに限り、)に係る権利
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

#### 運用の指図範囲(約款第19条第1項)

委託会社は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたグローバル・ソブリン・オープン マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

- a. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取得した株券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f. コマーシャル・ペーパー
- g. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. から f. までの証券または証書の性質を有するもの
- h. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- i. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- j. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
- k. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- l. 外国の者に対する権利でk. の有価証券の性質を有するもの
  - a. の証券または証書およびg. の証券または証書のうち、a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から e. までの証券およびg. の証券または証書のうちb. から e. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

#### 金融商品の指図範囲(約款第19条第2項)

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利でe. の権利の性質を有するもの

#### 特別な場合の金融商品による運用(約款第19条第3項)

前記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 のa. から f. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### その他の投資対象

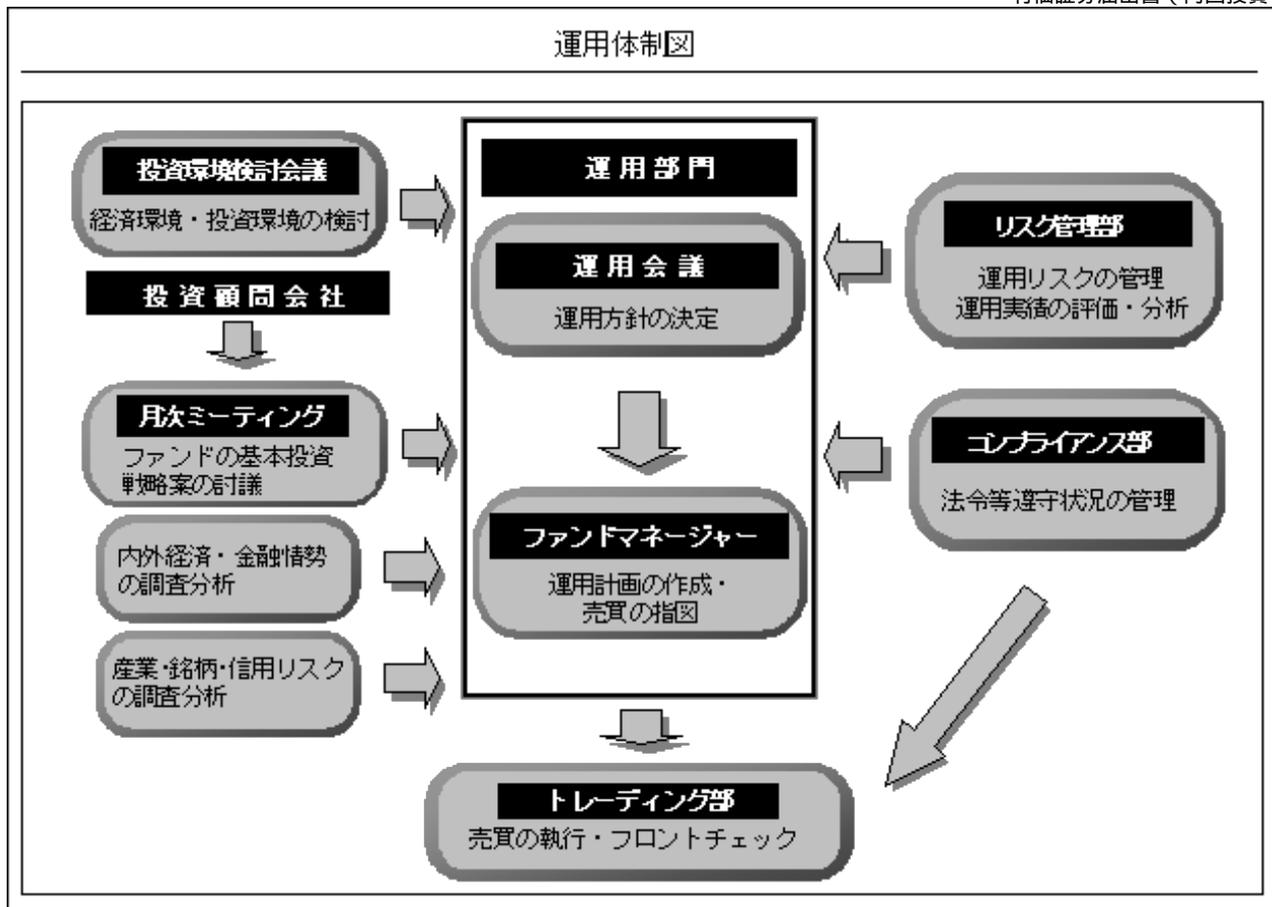
- a．先物取引等
- b．スワップ取引

### (3) 【運用体制】

ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成21年10月末現在）

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。
運用会議	原則として月1回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金および収益分配金の決定に関する方針の決定を行います。

組織	役割・機能
運用部門（ファンドマネージャー）	ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。



### 参考

#### 委託会社の運用部門および関連部署の人員体制

株式運用部	26名
債券運用部	20名
外部委託運用部	12名
運用企画部	14名
経済調査部	12名
トレーディング部	10名
リスク管理部	13名
コンプライアンス部	9名

ファンドの運用は、債券運用部が担当します。

運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規程」において、ファンドの運用方針等を決定する機関として運用会議をおこななどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

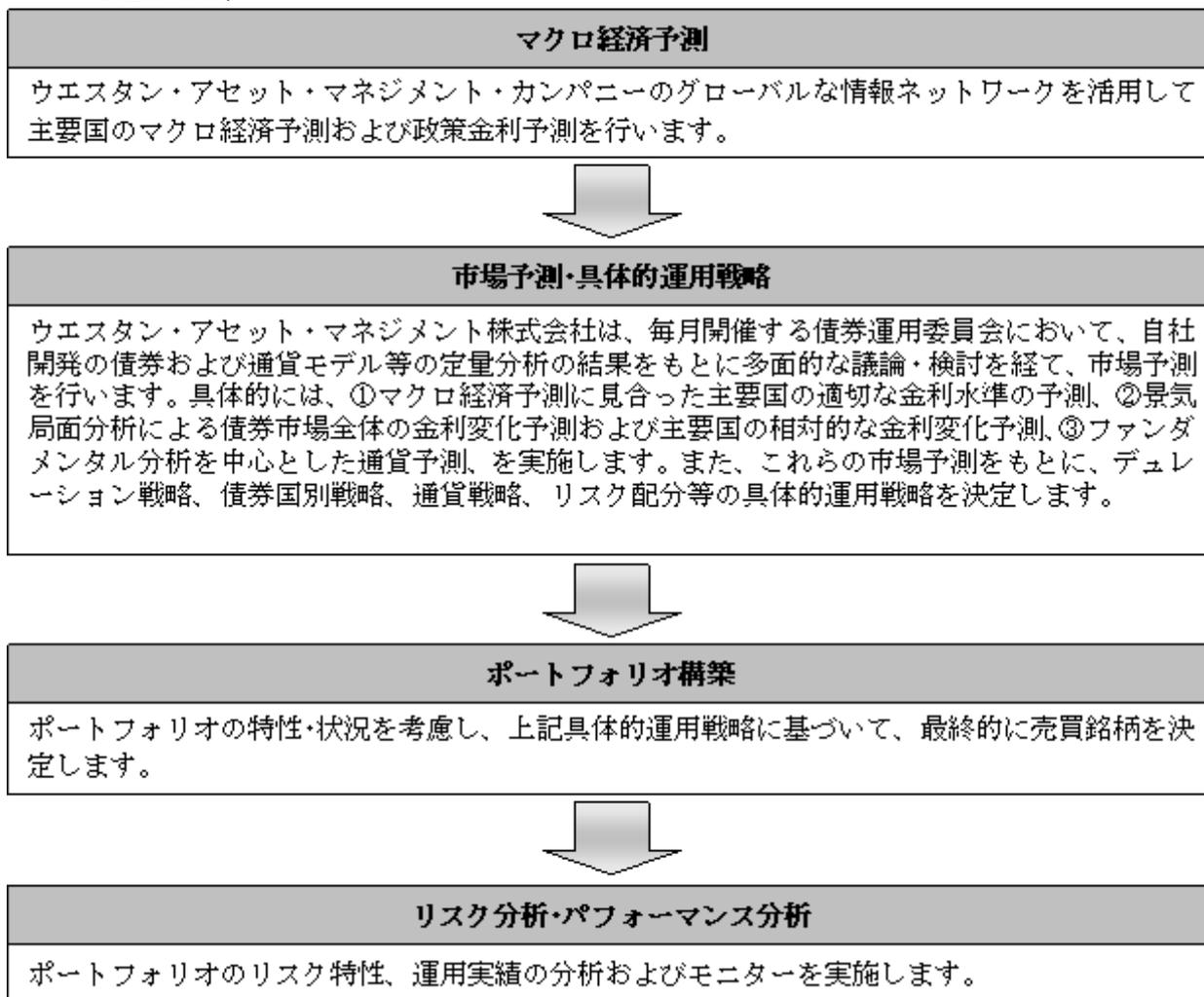
関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。

また、受託会社については、年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

ファンドの投資顧問会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社」の運用体制は次の通りです。



#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

毎年3、6、9、12月の17日（休業日のときは翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

##### a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

##### b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

##### c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

##### 収益分配金の交付

##### a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

##### b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約<sup>\*</sup>」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

- \* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

#### 収益の分配方式

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### (5) 【投資制限】

##### 信託約款に定める投資制限

##### 親投資信託への投資（約款 運用の基本方針 3 . 投資制限 (1)）

親投資信託への投資は、制限を設けません。

##### 株式への投資（約款 運用の基本方針 3 . 投資制限 (2)）

株式への実質投資は、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

##### 外貨建資産への投資（約款 運用の基本方針 3 . 投資制限 (7)）

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

##### 株式への投資制限（約款第19条第4項および第5項）

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

##### 投資する株式の範囲（約款第21条）

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

##### 同一銘柄の株式への投資制限（約款第22条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

##### 先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第23条）

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に

含めて取扱うものとし、（以下同じ。）

- ( a ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - ( b ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - ( c ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- ( a ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。（以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
  - ( b ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
  - ( c ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- ( a ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - ( b ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が、当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  - ( c ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第24条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下c.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。なお、信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第25条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約の指図（約款第28条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 資金の借入れ（約款第37条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 法令等による投資制限

同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

デリバティブ取引(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

参考 マザーファンドに係る約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

運用の基本的考え方

世界主要先進国の国債、政府機関債等（原則としてA格以上のもの）に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

国別資産配分については、投資対象国毎に債券投資収益率予測（金利予測）と為替収益率予測を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組み合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。

円投資家の立場から最適な国別の資産配分（カントリー・アロケーション）を行うことにより、リスクの管理とリターンの追求をはかります。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

2. 投資対象

世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）を主要投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- (2) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (3) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- (5) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (6) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。

以上

- \* 平成21年10月末現在、「グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）」以外で「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」に投資を行っている他のファンド（投資を行う予定の他のファンドを含みます。）は以下の通りです。
- 「グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）」
  - 「グローバル・ソブリン・オープン（1年決算型）」
  - 「グローバル・ソブリン・オープン（DC年金）」
  - 「グローバル・ソブリン・オープン VA（適格機関投資家専用）」
  - 「グローバル・ソブリン・オープン VA2（適格機関投資家専用）」
  - 「グローバル・ソブリン・オープン VA3（適格機関投資家専用）」

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。  
（主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。）

組入れられた有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。

#### 為替変動リスク

ファンドは、主にユーロ建および米ドル建等の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません）。外貨建資産に投資を行っていますので、投資している国の通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

#### 金利変動リスク

投資している国の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、デュレーションの長さも価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んでデュレーションを長くしている時には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

#### 信用リスク

原則として投資格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、ファンドの基準価額も変動します。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

#### ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

#### カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、先物取引、スワップ取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

#### ベンチマークについての留意点

「シティグループ世界国債インデックス（円ベース、日本を含む）」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

#### その他の主な留意点

- a．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b．計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める配分方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- c．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

##### トレーディング部

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

##### コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

##### リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

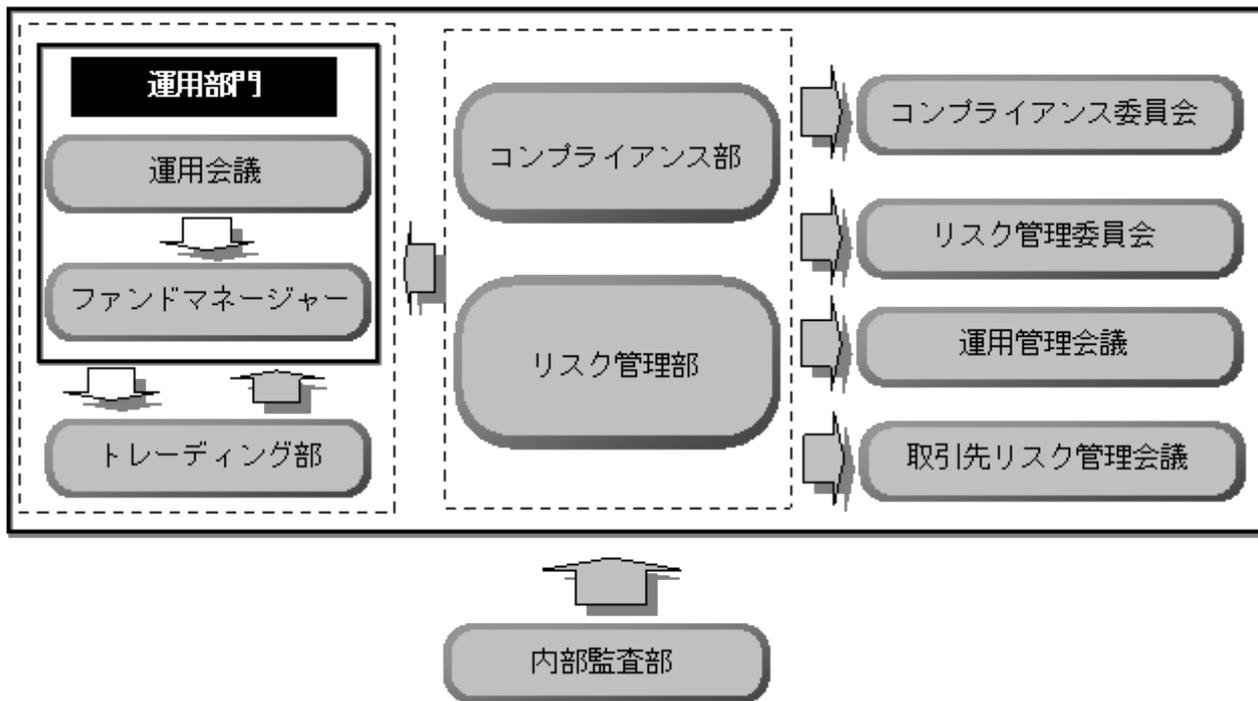
##### 内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- \* コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- \* リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- \* 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- \* 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

## 委託会社のリスク管理体制図



\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

取得から換金・償還までの間に直接あるいは間接的に負担となる費用・税金は以下の通りです。

時期	項目	費用・税金
<b>直接負担</b>		
申込み時	申込手数料（販売会社により異なります。）	(手数料率)申込口数に応じ、基準価額に対して 1億口未満の場合 上限1.575%（税抜1.500%） 1億口以上の場合 上限1.050%（税抜1.000%）
		(手数料率)申込代金に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限1.575%（税抜1.500%） 1億円以上の場合 上限1.050%（税抜1.000%）
		(手数料率)申込金額に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限1.575%（税抜1.500%） 1億円以上の場合 上限1.050%（税抜1.000%）
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して課税されます。
<b>換金時</b>		
解約	所得税および地方税	課税されます。
	換金手数料	（かかりません） 0
	信託財産留保額	基準価額に対して 0.5%
買取り	所得税および地方税	課税されます。
	換金手数料	（かかりません） 0
	信託財産留保相当額	基準価額に対して 0.5%
償還時	所得税および地方税	課税されます。
<b>間接負担</b>		
保有時 （毎日）	信託報酬	純資産総額に対して年率1.3125%（税抜1.2500%）
	監査費用	純資産総額に対して年率0.0042%（税抜0.0040%）以内
	その他の費用	有価証券等の売買に関する費用・保管費用等

\* 申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他の費用（国内において発生するものに限ります。）については、消費税等相当額を含みます。

\* その他の費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

\* 前記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

\* 課税の取扱いについては、「(5)課税上の取扱い」を参照してください。

（注）税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

## ( 1 ) 【申込手数料】

(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
1億口以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)
(手数料率) 申込代金に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
1億円以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)
(手数料率) 申込金額に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
1億円以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)

申込手数料は、申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額となります。

\* 「申込代金」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額をいいます。

\* 「申込金額」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額をいいます。

償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合（以下「償還乗換え<sup>\*</sup>」といいます。）には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。（償還乗換え優遇）

\* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金<sup>(注)</sup>をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込みをいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

(注) 信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取代金または解約金を含みます。

販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該信託の信託期間の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取代金または解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でファンドの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を独自に定めることができます。

販売会社は、「グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）」および「グローバル・ソブリン・オープン（1年決算型）」の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取代金または解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、前記 から までの販売会社がそれぞれ定める手数料率の照会先は当該販売会社となります。

**（２）【換金（解約）手数料】**

かかりません。

ただし、信託財産留保（相当）額として、解約（買取り）の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%が差引かれます。

## (3) 【信託報酬等】

a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.3125%（税抜1.2500%）の率を乗じて得た額とします。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成21年10月末現在の料率、支払先および配分は、次の通りです。なお、委託会社および販売会社の配分は、ファンドと同じ親投資信託を主要投資対象とする「グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）」および「グローバル・ソブリン・オープン（1年決算型）」との合算による販売会社毎の純資産残高\*に応じ、次の通りとなります。（委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。）

\* 既存の販売会社が分割等によって新たに複数の販売会社となった場合（同一日において、分割・合併を行った結果、複数の販売会社となった場合を含みます。）、それらの純資産残高を日々合算のうえ算定した信託報酬の額を複数の販売会社の各純資産残高に応じて日々按分することがあります。

各販売会社の 純資産残高に応じて	信託報酬率（年率）			
	委託会社	販売会社	受託会社	合計
100億円以下の部分に対して	0.89250% (税抜0.85000%)	0.36750% (税抜0.35000%)	0.05250% (税抜0.05000%)	1.31250% (税抜1.25000%)
100億円超300億円以下の部分に対して	0.78750% (税抜0.75000%)	0.47250% (税抜0.45000%)		
300億円超500億円以下の部分に対して	0.68250% (税抜0.65000%)	0.57750% (税抜0.55000%)		
500億円超750億円以下の部分に対して	0.63000% (税抜0.60000%)	0.63000% (税抜0.60000%)		
750億円超1,000億円以下の部分に対して	0.57750% (税抜0.55000%)	0.68250% (税抜0.65000%)		
1,000億円超1,500億円以下の部分に対して	0.52500% (税抜0.50000%)	0.73500% (税抜0.70000%)		
1,500億円超2,000億円以下の部分に対して	0.47250% (税抜0.45000%)	0.78750% (税抜0.75000%)		
2,000億円超3,000億円以下の部分に対して	0.42000% (税抜0.40000%)	0.84000% (税抜0.80000%)		
3,000億円超4,000億円以下の部分に対して	0.36750% (税抜0.35000%)	0.89250% (税抜0.85000%)		
4,000億円超6,000億円以下の部分に対して	0.31500% (税抜0.30000%)	0.94500% (税抜0.90000%)		
6,000億円超8,000億円以下の部分に対して	0.28875% (税抜0.27500%)	0.97125% (税抜0.92500%)		
8,000億円超の部分に対して	0.26250% (税抜0.25000%)	0.99750% (税抜0.95000%)		

\* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

## (4) 【その他の手数料等】

## 信託事務の諸費用

- a. 信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- b. 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.0042%（税抜0.0040%））以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

## 売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとし、

## 資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## その他

マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきましても、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとし、

- \* 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

## (5) 【課税上の取扱い】

- \* 以下の内容は平成21年4月1日現在の税制であり、税制が改正された場合等は、変更になることがあります。
- \* 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
- \* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認してください。

## 個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成23年 12月31日 まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）10% （所得税7% 地方税3%）
	一部解約金 償還金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税* 10% （所得税7% 地方税3%）
平成24年 1月1日 以降	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20% （所得税15% 地方税5%）
	一部解約金 償還金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税* 20% （所得税15% 地方税5%）

- \* 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- 1 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- 2 配当控除の適用はありません。

## 法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成23年12月31日までは源泉徴収7%（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	平成24年1月1日以降は源泉徴収15%（所得税）

税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 個別元本について

- a. 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成21年10月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	244,782,095,363	99.70
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		728,117,777	0.30
合計(純資産総額)		245,510,213,140	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## （参考）グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド 投資状況

（平成21年10月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）	
公社債		4,556,719,932,347	98.15	
国債証券	日本	202,960,530,000	4.37	
	アメリカ	890,783,948,358	19.19	
	カナダ	316,217,424,633	6.81	
	ドイツ	61,211,069,892	1.32	
	イタリア	606,299,319,552	13.06	
	フランス	148,698,989,832	3.20	
	オーストラリア	286,483,164,322	6.17	
	イギリス	211,591,398,532	4.56	
	オランダ	77,876,994,672	1.68	
	スペイン	284,735,071,296	6.13	
	ベルギー	387,887,888,340	8.35	
	スウェーデン	231,477,924,135	4.99	
	ノルウェー	252,897,109,250	5.45	
	フィンランド	87,985,788,900	1.90	
	デンマーク	57,623,840,112	1.24	
	ギリシャ	168,534,804,624	3.63	
	ポルトガル	44,210,644,320	0.95	
	小計		4,317,475,910,770	93.00
	特殊債券	ドイツ	98,984,041,799	2.13
		国際機関	140,259,979,778	3.02
小計			239,244,021,577	5.15
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）		85,921,742,698	1.85	
合計（純資産総額）		4,642,641,675,045	100.00	

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

\* その他の資産として下記の通り為替予約取引を利用しております。

（平成21年10月30日現在）

取引所	種類 / 名称等	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	ユーロ	12,419,790,600	12,609,870,000	0.27
	売建			
	アメリカ・ドル	15,707,050,400	15,817,390,000	0.34

（注1）時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## ( 2 ) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

( 全銘柄 )

( 平成21年10月30日現在 )

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	グローバル・ソブリン・ オープン マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	171,308,065,899	1.4084	241,270,280,013	1.4289	244,782,095,363	99.70

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

## 種類別投資比率

( 平成21年10月30日現在 )

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	99.70
合計		99.70

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （参考）グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## （評価額上位30銘柄）

（平成21年10月30日現在）

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	券面総額	帳簿価額		評価額			利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	金額 (円)			
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '140515	アメリカ・ドル	1,700,000,000	111.18	1,890,187,500.00	110.87	1,884,875,000.00	172,352,970,000	4.75	2014年5月15日	3.71
2	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVT. '130515	ノルウェー・クローネ	4,570,000,000	110.38	5,044,548,800.00	110.41	5,045,919,800.00	81,693,441,562	6.5	2013年5月15日	1.75
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '170215	アメリカ・ドル	812,000,000	110.28	895,483,750.00	109.79	891,550,625.00	81,523,389,150	4.625	2017年2月15日	1.75
4	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '180201	ユーロ	525,000,000	105.82	555,565,500.00	106.15	557,324,250.00	75,573,168,300	4.5	2018年2月1日	1.62
5	スウェーデン	国債証券	SWED GOVT. BOND '140505	スウェーデン・クローネ	4,890,000,000	117.47	5,744,723,100.00	117.48	5,744,820,900.00	75,314,601,999	6.75	2014年5月5日	1.62
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '160515	アメリカ・ドル	711,000,000	113.64	807,984,843.75	113.00	803,430,000.00	73,465,639,200	5.125	2016年5月15日	1.58
7	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '170328	ユーロ	510,000,000	103.91	529,961,400.00	104.20	531,450,600.00	72,064,701,360	4	2017年3月28日	1.55
8	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '310501	ユーロ	460,000,000	114.55	526,942,500.00	114.76	527,900,600.00	71,583,321,360	6	2031年5月1日	1.54
9	オーストラリア	国債証券	AUD GOVT. BOND '120415	オーストラリア・ドル	745,000,000	101.25	754,357,200.00	101.58	756,815,700.00	63,345,474,090	5.75	2012年4月15日	1.36
10	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '190301	ユーロ	440,000,000	104.57	460,143,200.00	104.88	461,480,800.00	62,576,796,480	4.5	2019年3月1日	1.34
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND '230815	アメリカ・ドル	558,000,000	123.50	689,130,000.00	122.59	684,073,125.00	62,551,646,550	6.25	2023年8月15日	1.34
12	フランス	国債証券	FRN GOVT. BOND '161025	ユーロ	410,000,000	111.77	458,273,400.00	111.87	458,679,300.00	62,196,913,080	5	2016年10月25日	1.33
13	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '280328	ユーロ	400,000,000	113.82	455,296,000.00	114.18	456,744,000.00	61,934,486,400	5.5	2028年3月28日	1.33
14	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVT. '110516	ノルウェー・クローネ	3,500,000,000	105.21	3,682,595,000.00	105.33	3,686,725,000.00	59,688,077,750	6	2011年5月16日	1.28
15	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUB. '160704	ユーロ	411,000,000	106.90	439,359,000.00	106.66	438,401,370.00	59,447,225,772	4	2016年7月4日	1.28
16	スペイン	国債証券	ESP GOVT. BOND '170730	ユーロ	380,000,000	113.77	432,326,000.00	113.82	432,546,400.00	58,653,291,840	5.5	2017年7月30日	1.26
17	ギリシャ	国債証券	GREECE '140820	ユーロ	396,000,000	108.73	430,570,800.00	108.75	430,650,000.00	58,396,140,000	5.5	2014年8月20日	1.25

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	券面総額	帳簿価額		評価額			利率(%)	償還期限	投資比率(%)
						単価	金額	単価	金額	金額(円)			
18	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '170928	ユーロ	370,000,000	113.87	421,341,200.00	114.14	422,318,000.00	57,266,320,800	5.5	2017年9月28日	1.23
19	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT. '130601	カナダ・ドル	606,000,000	109.84	665,660,700.00	110.05	666,951,480.00	57,084,377,173	5.25	2013年6月1日	1.22
20	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVT. '150515	ノルウェー・クローネ	3,315,000,000	106.42	3,528,121,350.00	106.33	3,524,905,800.00	57,068,224,902	5	2015年5月15日	1.22
21	スウェーデン	国債証券	SWED GOVT. BOND '121008	スウェーデン・クローネ	3,929,000,000	109.86	4,316,556,560.00	109.93	4,319,424,730.00	56,627,658,210	5.5	2012年10月8日	1.21
22	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '120928	ユーロ	375,000,000	108.44	406,661,250.00	108.54	407,058,750.00	55,197,166,500	5	2012年9月28日	1.18
23	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '140801	ユーロ	380,000,000	106.25	403,761,400.00	106.26	403,788,000.00	54,753,652,800	4.25	2014年8月1日	1.17
24	スペイン	国債証券	ESP GOVT. BOND '130131	ユーロ	340,000,000	112.33	381,942,400.00	112.28	381,762,200.00	51,766,954,320	6.15	2013年1月31日	1.11
25	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT. '170715	ユーロ	350,000,000	107.86	377,517,000.00	107.98	377,951,000.00	51,250,155,600	4.5	2017年7月15日	1.10
26	オーストラリア	国債証券	AUD GOVT. BOND '130515	オーストラリア・ドル	585,000,000	103.46	605,276,100.00	104.01	608,476,050.00	50,929,445,385	6.5	2013年5月15日	1.09
27	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '150928	ユーロ	350,000,000	103.91	363,695,500.00	104.19	364,672,000.00	49,449,523,200	3.75	2015年9月28日	1.06
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '120930	アメリカ・ドル	500,000,000	108.15	540,750,000.00	108.01	540,078,125.00	49,384,743,750	4.25	2012年9月30日	1.06
29	オーストラリア	国債証券	AUD GOVT. BOND '150415	オーストラリア・ドル	559,500,000	103.43	578,696,445.00	104.00	581,896,785.00	48,704,760,904	6.25	2015年4月15日	1.04
30	イギリス	国債証券	UK TREASURY '250307	イギリス・ポンド	285,000,000	111.53	317,860,500.00	110.38	314,583,000.00	47,627,866,200	5	2025年3月7日	1.02

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率

（平成21年10月30日現在）

国内 / 外国	種類	投資比率（％）
国内	国債証券	4.37
外国	国債証券	88.63
	特殊債券	5.15
合計		98.15

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

（平成21年10月30日現在）

取引所	種類 / 名称等	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	ユーロ	12,419,790,600	12,609,870,000	0.27
	売建			
	アメリカ・ドル	15,707,050,400	15,817,390,000	0.34

（注1）時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成21年10月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5特定期間（平成12年3月17日）	26,247	27,551	7,249	7,609
第6特定期間（平成12年9月18日）	23,383	24,667	6,561	6,921
第7特定期間（平成13年3月19日）	29,121	30,238	7,827	8,127
第8特定期間（平成13年9月17日）	37,142	38,326	7,525	7,765
第9特定期間（平成14年3月18日）	35,153	36,247	7,719	7,959
第10特定期間（平成14年9月17日）	56,761	58,456	8,049	8,289
第11特定期間（平成15年3月17日）	95,556	98,357	8,194	8,434
第12特定期間（平成15年9月17日）	125,600	129,342	8,071	8,311
第13特定期間（平成16年3月17日）	148,647	153,097	8,031	8,271
第14特定期間（平成16年9月17日）	174,864	180,227	7,832	8,072
第15特定期間（平成17年3月17日）	216,764	223,357	7,884	8,124
第16特定期間（平成17年9月20日）	295,271	304,132	7,988	8,228
第17特定期間（平成18年3月17日）	335,001	345,083	7,986	8,226
第18特定期間（平成18年9月19日）	347,518	357,841	8,070	8,310
第19特定期間（平成19年3月19日）	338,358	348,428	8,048	8,288
第20特定期間（平成19年9月18日）	326,204	336,059	7,947	8,187
第21特定期間（平成20年3月17日）	307,019	316,920	7,439	7,679
第22特定期間（平成20年9月17日）	300,611	310,547	7,250	7,490
第23特定期間（平成21年3月17日）	251,040	259,266	6,402	6,612
第24特定期間（平成21年9月17日）	248,804	254,579	6,463	6,613
平成20年10月末日	256,081		6,358	
平成20年11月末日	256,778		6,406	
平成20年12月末日	256,737		6,427	
平成21年1月末日	236,243		5,956	
平成21年2月末日	250,088		6,365	
平成21年3月末日	255,425		6,518	
平成21年4月末日	254,772		6,532	
平成21年5月末日	253,791		6,534	
平成21年6月末日	253,276		6,521	
平成21年7月末日	253,191		6,545	
平成21年8月末日	250,382		6,497	
平成21年9月末日	245,198		6,393	
平成21年10月末日	245,510		6,548	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

## 【分配の推移】

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第5特定期間	自 平成11年9月18日 至 平成12年3月17日	360
第6特定期間	自 平成12年3月18日 至 平成12年9月18日	360
第7特定期間	自 平成12年9月19日 至 平成13年3月19日	300
第8特定期間	自 平成13年3月20日 至 平成13年9月17日	240
第9特定期間	自 平成13年9月18日 至 平成14年3月18日	240
第10特定期間	自 平成14年3月19日 至 平成14年9月17日	240
第11特定期間	自 平成14年9月18日 至 平成15年3月17日	240
第12特定期間	自 平成15年3月18日 至 平成15年9月17日	240
第13特定期間	自 平成15年9月18日 至 平成16年3月17日	240
第14特定期間	自 平成16年3月18日 至 平成16年9月17日	240
第15特定期間	自 平成16年9月18日 至 平成17年3月17日	240
第16特定期間	自 平成17年3月18日 至 平成17年9月20日	240
第17特定期間	自 平成17年9月21日 至 平成18年3月17日	240
第18特定期間	自 平成18年3月18日 至 平成18年9月19日	240
第19特定期間	自 平成18年9月20日 至 平成19年3月19日	240
第20特定期間	自 平成19年3月20日 至 平成19年9月18日	240
第21特定期間	自 平成19年9月19日 至 平成20年3月17日	240
第22特定期間	自 平成20年3月18日 至 平成20年9月17日	240
第23特定期間	自 平成20年9月18日 至 平成21年3月17日	210
第24特定期間	自 平成21年3月18日 至 平成21年9月17日	150

## 【収益率の推移】

	計算期間	収益率（％）
第5特定期間	自 平成11年9月18日 至 平成12年3月17日	1.8
第6特定期間	自 平成12年3月18日 至 平成12年9月18日	4.5
第7特定期間	自 平成12年9月19日 至 平成13年3月19日	23.9
第8特定期間	自 平成13年3月20日 至 平成13年9月17日	0.8
第9特定期間	自 平成13年9月18日 至 平成14年3月18日	5.8
第10特定期間	自 平成14年3月19日 至 平成14年9月17日	7.4
第11特定期間	自 平成14年9月18日 至 平成15年3月17日	4.8
第12特定期間	自 平成15年3月18日 至 平成15年9月17日	1.4
第13特定期間	自 平成15年9月18日 至 平成16年3月17日	2.5
第14特定期間	自 平成16年3月18日 至 平成16年9月17日	0.5
第15特定期間	自 平成16年9月18日 至 平成17年3月17日	3.7
第16特定期間	自 平成17年3月18日 至 平成17年9月20日	4.4
第17特定期間	自 平成17年9月21日 至 平成18年3月17日	3.0
第18特定期間	自 平成18年3月18日 至 平成18年9月19日	4.1
第19特定期間	自 平成18年9月20日 至 平成19年3月19日	2.7
第20特定期間	自 平成19年3月20日 至 平成19年9月18日	1.7
第21特定期間	自 平成19年9月19日 至 平成20年3月17日	3.4
第22特定期間	自 平成20年3月18日 至 平成20年9月17日	0.7
第23特定期間	自 平成20年9月18日 至 平成21年3月17日	8.8
第24特定期間	自 平成21年3月18日 至 平成21年9月17日	3.3
	自 平成21年9月18日 至 平成21年10月30日	1.3

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

## 6【手続等の概要】

### (1) 申込（販売）手続等

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

#### 申込単位

（当初元本1口 = 1円）

a. 「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

b. 「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

#### 申込手数料

（手数料率）申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限1.575%（税抜1.500%）
1億口以上の場合	上限1.050%（税抜1.000%）
（手数料率）申込代金に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限1.575%（税抜1.500%）
1億円以上の場合	上限1.050%（税抜1.000%）
（手数料率）申込金額に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限1.575%（税抜1.500%）
1億円以上の場合	上限1.050%（税抜1.000%）

申込手数料は、申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額となります。

\* 「申込代金」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額をいいます。

\* 「申込金額」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額をいいます。

ただし、償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合（以下「償還乗換え\*」といいます。）には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。

す。（償還乗換え優遇）

- \* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金<sup>(注)</sup>をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込み場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

（注）信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取代金または解約金を含みます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

#### 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額が申込代金となります。

#### 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

## (2) 換金（解約）手続等

換金（解約または買取り）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

なお、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できません。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額（または買取価額）は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額（または買取価額）とします。

解約価額（または買取価額）は、販売会社において確認できます。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券を所持している場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

#### 解約

##### a. 解約単位

販売会社が定める単位とします。

##### b. 解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

##### c. 解約手数料

かかりません。

##### d. 信託財産留保額

解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

##### e. 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者

に支払います。

#### 買取り

##### a．買取単位

販売会社が定める単位とします。

##### b．買取価額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および税金（源泉徴収分のみ）に相当する額を差引いた価額とします。

##### c．買取手数料

かかりません。

##### d．信託財産留保相当額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

##### e．支払日

買取代金は、原則として買取りの受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

買取りにつきましては、販売会社に確認してください。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産の評価

#### 基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

\* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

#### ファンドの主な投資対象の評価方法

##### a．親投資信託受益証券

計算日の基準価額で評価します。

##### b．公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

（a）日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

（b）金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

（c）価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

##### c．外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### 基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

#### 基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「ロ3ヵ月」として掲載されます。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午））

受付時間外は音声自動応答システムによる「基準価額案内ダイヤル」が利用できます。

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(2) 信託期間

平成9年12月18日以降、無期限とします。

(3) 計算期間

毎年3月18日から6月17日まで、6月18日から9月17日まで、9月18日から12月17日まで、および12月18日から翌年3月17日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(4) その他

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- e. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. d. から f. までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b . 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- d . 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a . からe . までの規定にしたがいます。
- g . 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとしてa . からe . までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、b . の書面の交付を原則として行いません。

## 反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年3月および9月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

## 第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの財務諸表は、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、監査報告書は有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に添付されています。

## 1【財務諸表】

## 【グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）】

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23特定期間末 (平成21年3月17日現在)	第24特定期間末 (平成21年9月17日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	4,925,389,020	3,968,082,585
親投資信託受益証券	250,503,051,740	248,105,759,531
未収入金	94,824,711	-
未収利息	13,348	10,498
流動資産合計	255,523,278,819	252,073,852,614
資産合計	255,523,278,819	252,073,852,614
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	3,527,656,193	2,307,712,846
未払解約金	153,353,570	127,404,115
未払受託者報酬	31,976,785	33,254,197
未払委託者報酬	767,442,741	798,100,718
その他未払費用	2,558,114	2,660,306
流動負債合計	4,482,987,403	3,269,132,182
負債合計	4,482,987,403	3,269,132,182
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	392,115,472,137	384,967,841,932
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	141,075,180,721	136,163,121,500
（分配準備積立金）	4,720,383,544	4,565,386,117
元本等合計	251,040,291,416	248,804,720,432
純資産合計	251,040,291,416	248,804,720,432
負債純資産合計	255,523,278,819	252,073,852,614

## （ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第23特定期間 自 平成20年 9月18日 至 平成21年 3月17日	第24特定期間 自 平成21年 3月18日 至 平成21年 9月17日
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,457,015	648,349
有価証券売買等損益	25,095,359,988	9,883,971,449
その他収益	353,173	-
<b>営業収益合計</b>	<b>25,093,549,800</b>	<b>9,884,619,798</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	66,853,284	67,081,137
委託者報酬	1,604,478,706	1,609,947,284
その他費用	5,348,204	5,366,431
<b>営業費用合計</b>	<b>1,676,680,194</b>	<b>1,682,394,852</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>26,770,229,994</b>	<b>8,202,224,946</b>
経常利益又は経常損失（ ）	26,770,229,994	8,202,224,946
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>	<b>26,770,229,994</b>	<b>8,202,224,946</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,233,320,759	166,155,465
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>114,004,277,282</b>	<b>141,075,180,721</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,340,696,980	6,172,561,549
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,340,696,980	6,172,561,549
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,551,126,173	3,500,776,106
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,551,126,173	3,500,776,106
分配金	8,323,565,011	5,795,795,703
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>	<b>141,075,180,721</b>	<b>136,163,121,500</b>

[次へ](#)

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第23特定期間 自 平成20年 9月18日 至 平成21年 3月17日	第24特定期間 自 平成21年 3月18日 至 平成21年 9月17日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法 2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	親投資信託受益証券 同左 有価証券売買等損益の計上基準 同左

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### 1 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

#### 2 受益者等名簿

該当事項はありません。

#### 3 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

#### 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 5 受益証券の再発行

該当事項はありません。

（注）ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

#### 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

### 第1 ファンドの沿革

### 第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

### 第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

2 受益者の権利等

### 第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 注記表

(4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

資産総額

負債総額

純資産総額（ - ）

発行済数量

1 単位当たり純資産額（ / ）

### 第5 設定及び解約の実績

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成9年12月18日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

平成13年12月21日 ファミリーファンド方式へ移行

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (1) 申込単位

（当初元本1口＝1円）

「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

#### (2) 申込手数料

（手数料率）申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限1.575%（税抜1.500%）
1億口以上の場合	上限1.050%（税抜1.000%）
（手数料率）申込代金に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限1.575%（税抜1.500%）
1億円以上の場合	上限1.050%（税抜1.000%）
（手数料率）申込金額に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限1.575%（税抜1.500%）

1億円以上の場合 上限1.050%（税抜1.000%）
-----------------------------

申込手数料は、申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額となります。

\* 「申込代金」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額をいいます。

\* 「申込金額」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額をいいます。

ただし、償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合（以下「償還乗換え<sup>\*</sup>」<sup>\*</sup>といいます。）には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。（償還乗換え優遇）

\* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金<sup>(注)</sup>をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。（以下同じ。）

（注）信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取代金または解約金を含みます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

### (3) 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額が申込代金となります。

### (4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

## 2【換金（解約）手続等】

換金（解約または買取り）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

なお、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消することがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額（または買取価額）は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額（または買取価額）とします。

解約価額（または買取価額）は、販売会社において確認できます。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請

を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券を所持している場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

## (1) 解約

解約単位

販売会社が定める単位とします。

解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

解約手数料

かかりません。

信託財産留保額

解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

## (2) 買取り

買取単位

販売会社が定める単位とします。

買取価額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および税金（源泉徴収分のみ）に相当する額を差引いた価額とします。

買取手数料

かかりません。

信託財産留保相当額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

支払日

買取代金は、原則として買取りの受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

買取りにつきましては、販売会社に確認してください。

## 第3【管理及び運営】

### 1【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

\* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

##### ファンドの主な投資対象の評価方法

###### a. 親投資信託受益証券

計算日の基準価額で評価します。

###### b. 公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

(a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

(b) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

(c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

###### c. 外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

##### 基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

##### 基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「口3ヵ月」として掲載されます。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午））

受付時間外は音声自動応答システムによる「基準価額案内ダイヤル」が利用できます。

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

平成9年12月18日以降、無期限とします。

#### (4)【計算期間】

毎年3月18日から6月17日まで、6月18日から9月17日まで、9月18日から12月17日まで、および12月18日から翌年3月17日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

## ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- e. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. d. から f. までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- d. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を

公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a . から e . までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 関係法人との契約の更改

- a . 委託会社と投資顧問会社との間で締結された「投資顧問契約」の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の上記の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。
- b . 委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年3月および9月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### (1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

#### 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

#### 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

### (2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日のときは翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### (3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

### (4) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等にファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

### (5) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

## 第4【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23特定期間（平成20年9月18日から平成21年3月17日まで）および第24特定期間（平成21年3月18日から平成21年9月17日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）】

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23特定期間末 (平成21年3月17日現在)	第24特定期間末 (平成21年9月17日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	4,925,389,020	3,968,082,585
親投資信託受益証券	250,503,051,740	248,105,759,531
未収入金	94,824,711	-
未収利息	13,348	10,498
流動資産合計	255,523,278,819	252,073,852,614
資産合計		
	255,523,278,819	252,073,852,614
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	3,527,656,193	2,307,712,846
未払解約金	153,353,570	127,404,115
未払受託者報酬	31,976,785	33,254,197
未払委託者報酬	767,442,741	798,100,718
その他未払費用	2,558,114	2,660,306
流動負債合計	4,482,987,403	3,269,132,182
負債合計		
	4,482,987,403	3,269,132,182
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	392,115,472,137	384,967,841,932
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	141,075,180,721	136,163,121,500
（分配準備積立金）	4,720,383,544	4,565,386,117
元本等合計	251,040,291,416	248,804,720,432
純資産合計		
	251,040,291,416	248,804,720,432
負債純資産合計		
	255,523,278,819	252,073,852,614

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23特定期間 自 平成20年 9月18日 至 平成21年 3月17日	第24特定期間 自 平成21年 3月18日 至 平成21年 9月17日
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,457,015	648,349
有価証券売買等損益	25,095,359,988	9,883,971,449
その他収益	353,173	-
<b>営業収益合計</b>	<b>25,093,549,800</b>	<b>9,884,619,798</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	66,853,284	67,081,137
委託者報酬	1,604,478,706	1,609,947,284
その他費用	5,348,204	5,366,431
<b>営業費用合計</b>	<b>1,676,680,194</b>	<b>1,682,394,852</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>26,770,229,994</b>	<b>8,202,224,946</b>
経常利益又は経常損失（ ）	26,770,229,994	8,202,224,946
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>	<b>26,770,229,994</b>	<b>8,202,224,946</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,233,320,759	166,155,465
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>114,004,277,282</b>	<b>141,075,180,721</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,340,696,980	6,172,561,549
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,340,696,980	6,172,561,549
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,551,126,173	3,500,776,106
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,551,126,173	3,500,776,106
分配金	8,323,565,011	5,795,795,703
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>	<b>141,075,180,721</b>	<b>136,163,121,500</b>

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第23特定期間 自 平成20年9月18日 至 平成21年3月17日	第24特定期間 自 平成21年3月18日 至 平成21年9月17日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法 2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	親投資信託受益証券 同左 有価証券売買等損益の計上基準 同左

## （貸借対照表に関する注記）

第23特定期間末 （平成21年3月17日現在）	第24特定期間末 （平成21年9月17日現在）
1. 特定期間の末日における受益権の総数 392,115,472,137口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 384,967,841,932口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 141,075,180,721円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 136,163,121,500円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たりの純資産額 0.6402円 （1万口当たりの純資産額 6,402円）	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たりの純資産額 0.6463円 （1万口当たりの純資産額 6,463円）

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第23特定期間 自 平成20年 9月18日 至 平成21年 3月17日	第24特定期間 自 平成21年 3月18日 至 平成21年 9月17日																																								
<p>分配金の計算過程</p> <p>第44計算期（平成20年 9月18日から平成20年 12月17日まで）</p> <p>計算期末における分配対象金額 12,418,016,378円（1万口当たり310.67円）のうち、4,796,380,231円（1万口当たり120.00円）を分配金額としております。（外国所得税額471,413円控除後の分配金額は4,795,908,818円となります。）</p>	<p>分配金の計算過程</p> <p>第46計算期（平成21年 3月18日から平成21年 6月17日まで）</p> <p>計算期末における分配対象金額 8,192,235,956円（1万口当たり211.26円）のうち、3,489,761,064円（1万口当たり90.00円）を分配金額としております。（外国所得税額1,678,207円控除後の分配金額は3,488,082,857円となります。）</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 1,727,541,103円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 3,681,308,948円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 7,009,166,327円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 12,418,016,378円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 399,698,352,624口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 310.67円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 120.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 4,796,380,231円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 1,727,541,103円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	収益調整金額	C 3,681,308,948円	分配準備積立金額	D 7,009,166,327円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 12,418,016,378円	当ファンドの期末残存口数	F 399,698,352,624口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 310.67円	1万口当たりの分配額	H 120.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 4,796,380,231円	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 2,125,528,397円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 1,436,659,176円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 4,630,048,383円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 8,192,235,956円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 387,751,229,355口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 211.26円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 90.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 3,489,761,064円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 2,125,528,397円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	収益調整金額	C 1,436,659,176円	分配準備積立金額	D 4,630,048,383円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 8,192,235,956円	当ファンドの期末残存口数	F 387,751,229,355口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 211.26円	1万口当たりの分配額	H 90.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 3,489,761,064円
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 1,727,541,103円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B																																								
収益調整金額	C 3,681,308,948円																																								
分配準備積立金額	D 7,009,166,327円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 12,418,016,378円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 399,698,352,624口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 310.67円																																								
1万口当たりの分配額	H 120.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 4,796,380,231円																																								
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 2,125,528,397円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B																																								
収益調整金額	C 1,436,659,176円																																								
分配準備積立金額	D 4,630,048,383円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 8,192,235,956円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 387,751,229,355口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 211.26円																																								
1万口当たりの分配額	H 90.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 3,489,761,064円																																								

第23特定期間 自 平成20年9月18日 至 平成21年3月17日		第24特定期間 自 平成21年3月18日 至 平成21年9月17日	
第45計算期（平成20年12月18日から平成21年3月17日まで） 計算期末における分配対象金額 9,644,034,828円（1万口当たり245.93円）のうち、3,529,039,249円（1万口当たり90.00円）を分配金額としております。（外国所得税額1,383,056円控除後の分配金額は3,527,656,193円となります。）		第47計算期（平成21年6月18日から平成21年9月17日まで） 計算期末における分配対象金額 6,903,909,267円（1万口当たり179.32円）のうち、2,309,807,051円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。（外国所得税額2,094,205円控除後の分配金額は2,307,712,846円となります。）	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,134,492,585円	費用控除後の配当等収益額	A 2,211,154,480円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 2,376,283,772円	収益調整金額	C 531,268,498円
分配準備積立金額	D 5,133,258,471円	分配準備積立金額	D 4,161,486,289円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 9,644,034,828円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 6,903,909,267円
当ファンドの期末残存口数	F 392,115,472,137口	当ファンドの期末残存口数	F 384,967,841,932口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 245.93円	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 179.32円
1万口当たりの分配額	H 90.00円	1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 3,529,039,249円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 2,309,807,051円

( 関連当事者との取引に関する注記 )

第23特定期間 自 平成20年9月18日 至 平成21年3月17日		第24特定期間 自 平成21年3月18日 至 平成21年9月17日	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	

## （重要な後発事象に関する注記）

第23特定期間 自 平成20年 9月18日 至 平成21年 3月17日	第24特定期間 自 平成21年 3月18日 至 平成21年 9月17日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1 元本の増減

第23特定期間 自 平成20年 9月18日 至 平成21年 3月17日	第24特定期間 自 平成21年 3月18日 至 平成21年 9月17日		
期首元本額	414,616,099,782円	期首元本額	392,115,472,137円
期中追加設定元本額	10,447,489,846円	期中追加設定元本額	9,968,654,994円
期中一部解約元本額	32,948,117,491円	期中一部解約元本額	17,116,285,199円

## 2 有価証券関係

第23特定期間 自 平成20年 9月18日 至 平成21年 3月17日		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	250,503,051,740	10,355,186,311
合計	250,503,051,740	10,355,186,311

第24特定期間 自 平成21年 3月18日 至 平成21年 9月17日		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	248,105,759,531	4,772,948,317
合計	248,105,759,531	4,772,948,317

## 3 デリバティブ取引関係

第23特定期間 自 平成20年 9月18日 至 平成21年 3月17日	第24特定期間 自 平成21年 3月18日 至 平成21年 9月17日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## ( 4 ) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成21年9月17日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド	176,161,431,079	248,105,759,531	
合計		176,161,431,079	248,105,759,531	

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

#### 1. 「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

##### (1) 貸借対照表

区分	(平成21年3月17日現在)	(平成21年9月17日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	9,481,161,388	12,091,590,299
コール・ローン	16,561,337,478	13,913,860,325
国債証券	4,699,787,801,982	4,408,820,917,435
特殊債券		153,529,149,108
未収利息	59,119,879,596	58,787,269,108
前払費用	9,178,230,888	8,349,007,969
流動資産 合計	4,794,128,411,332	4,655,491,794,244
資産合計	4,794,128,411,332	4,655,491,794,244
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	33,777,090	
未払金	4,574,484,480	8,314,436,556
未払解約金	3,051,650,327	542,816,899
流動負債 合計	7,659,911,897	8,857,253,455
負債合計	7,659,911,897	8,857,253,455
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	3,533,186,836,375	3,299,222,734,162
剰余金		
剰余金	1,253,281,663,060	1,347,411,806,627
純資産合計	4,786,468,499,435	4,646,634,540,789
負債・純資産合計	4,794,128,411,332	4,655,491,794,244

## (2) 注記表

(重要な会計方針に関する事項)

項目	自 平成20年 9月18日 至 平成21年 3月17日	自 平成21年 3月18日 至 平成21年 9月17日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 原則として、計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>国債証券及び特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>同左</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	<p>有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左</p>

## （有価証券に関する事項）

自 平成20年 9月18日 至 平成21年 3月17日		
売買目的有価証券の計上額等		
種類	計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	4,699,787,801,982	8,864,251,248
合計	4,699,787,801,982	8,864,251,248

自 平成21年 3月18日 至 平成21年 9月17日		
売買目的有価証券の計上額等		
種類	計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	4,408,820,917,435	12,199,763,071
特殊債券	153,529,149,108	480,762,231
合計	4,562,350,066,543	12,680,525,302

## （デリバティブ取引に関する事項）

自 平成20年 9月18日 至 平成21年 3月17日	
1. 取引の状況に関する事項	
(1) 取引の内容 当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。	
(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 当親投資信託のデリバティブ取引は、運用上生じる信託財産が有するリスクの回避を目的としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規則に従って行われております。	
(3) 取引に係るリスクの内容 当親投資信託が行っている為替予約取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しておりますが、当該取引についてはヘッジ対象の市場リスクの減殺を主な目的としており、当該評価損益が財務諸表に与える影響は限定的であります。	
(4) 取引に係るリスクの管理体制 当親投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。	
(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

自 平成20年 9月18日  
至 平成21年 3月17日

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	(平成21年3月17日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 以外の 取引	為替予約取引				
	売建	4,867,739,207		4,901,516,297	33,777,090
	ユーロ	4,867,739,207		4,901,516,297	33,777,090
	合計	4,867,739,207		4,901,516,297	33,777,090

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

自 平成21年3月18日  
至 平成21年9月17日

1．取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。

(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的

当親投資信託のデリバティブ取引は、運用上生じる信託財産が有するリスクの回避を目的としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規則に従って行われております。

(3) 取引に係るリスクの内容

当親投資信託が行っている為替予約取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しておりますが、当該取引についてはヘッジ対象の市場リスクの減殺を主な目的としており、当該評価損益が財務諸表に与える影響は限定的であります。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当親投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。

2．取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (その他の事項)

(平成21年3月17日現在)

1. 元本の増減	
期首(平成20年9月18日)元本額	3,905,259,234,630円
期首から平成21年3月17日までの 追加設定元本額	97,063,088,375円
一部解約元本額	469,135,486,630円
平成21年3月17日現在の元本額	3,533,186,836,375円
2. 平成21年3月17日における元本の内訳(＊)	
ベビーファンド	元本
グローバル・ソブリン・オープン(DC年金)	881,343,596円
グローバル・ソブリン・オープンVA(適格機関投資家専用)	10,088,146,372円
グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)	3,304,889,632,682円
グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型)	184,914,041,294円
グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型)	5,171,595,245円
グローバル・ソブリン・オープンVA2(適格機関投資家専用)	8,702,990,498円
グローバル・ソブリン・オープンVA3(適格機関投資家専用)	18,539,086,688円
3. 平成21年3月17日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.3547円
(1万口当たりの純資産額)	13,547円)

(＊) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(平成21年9月17日現在)

1. 元本の増減	
期首(平成21年3月18日)元本額	3,533,186,836,375円
期首から平成21年9月17日までの 追加設定元本額	34,376,897,800円
一部解約元本額	268,341,000,013円
平成21年9月17日現在の元本額	3,299,222,734,162円
2. 平成21年9月17日における元本の内訳(＊)	
ベビーファンド	元本
グローバル・ソブリン・オープン(DC年金)	968,466,339円
グローバル・ソブリン・オープンVA(適格機関投資家専用)	9,619,727,672円
グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)	3,081,205,708,346円
グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型)	176,161,431,079円
グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型)	5,721,305,077円
グローバル・ソブリン・オープンVA2(適格機関投資家専用)	8,329,793,011円
グローバル・ソブリン・オープンVA3(適格機関投資家専用)	17,216,302,638円
3. 平成21年9月17日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.4084円
(1万口当たりの純資産額)	14,084円)

（ \* ）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成21年9月17日現在

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考		
国債証券	日本円	第68回 利付国債（5年）		3,000,000,000	3,073,440,000			
		第72回 利付国債（5年）		8,000,000,000	8,320,640,000			
		第225回 利付国債（10年）		22,000,000,000	22,471,900,000			
		第237回 利付国債（10年）		12,000,000,000	12,369,960,000			
		第239回 利付国債（10年）		2,000,000,000	2,061,340,000			
		第253回 利付国債（10年）		8,000,000,000	8,363,520,000			
		第262回 利付国債（10年）		13,500,000,000	14,337,540,000			
		第270回 利付国債（10年）		6,000,000,000	6,198,420,000			
		第273回 利付国債（10年）		12,000,000,000	12,526,320,000			
		第284回 利付国債（10年）		1,000,000,000	1,052,910,000			
		第286回 利付国債（10年）		7,000,000,000	7,404,670,000			
		第287回 利付国債（10年）		12,000,000,000	12,784,440,000			
		第288回 利付国債（10年）		4,000,000,000	4,194,640,000			
		第293回 利付国債（10年）		21,500,000,000	22,618,000,000			
		第296回 利付国債（10年）		29,000,000,000	29,705,570,000			
		第24回 利付国債（30年）		2,500,000,000	2,644,900,000			
		第27回 利付国債（30年）		2,500,000,000	2,643,625,000			
		第56回 利付国債（20年）		2,500,000,000	2,604,400,000			
		第63回 利付国債（20年）		1,000,000,000	1,009,440,000			
		第70回 利付国債（20年）		1,000,000,000	1,077,400,000			
		第72回 利付国債（20年）		2,000,000,000	2,074,480,000			
		第82回 利付国債（20年）		6,500,000,000	6,688,045,000			
		第94回 利付国債（20年）		6,000,000,000	6,097,440,000			
		第97回 利付国債（20年）		2,000,000,000	2,056,980,000			
		第100回 利付国債（20年）		5,000,000,000	5,128,000,000			
		第111回 利付国債（20年）		1,000,000,000	1,021,070,000			
			小計	銘柄数：	26	193,000,000,000	200,529,090,000	
				組入時価比率：	4.3%		4.4%	
			アメリカ・ドル	US TREASURY BOND '160515		39,000,000.00	48,981,562.50	
		US TREASURY BOND '161115			35,800,000.00	45,762,468.75		
		US TREASURY BOND '170815			72,000,000.00	100,012,500.00		
		US TREASURY BOND '220815			23,700,000.00	31,495,078.12		
		US TREASURY BOND '221115			15,000,000.00	20,542,968.75		
	US TREASURY BOND '230215			8,500,000.00	11,208,046.87			
	US TREASURY BOND '230815			558,000,000.00	686,950,312.50			
	US TREASURY BOND '260815			17,000,000.00	22,304,531.25			
	US TREASURY BOND '261115			385,000,000.00	493,582,031.25			
	US TREASURY NOTE '120215			100,000,000.00	108,625,000.00			
	US TREASURY NOTE '120229			50,000,000.00	54,093,750.00			
	US TREASURY NOTE '120430			125,000,000.00	135,126,953.75			
	US TREASURY NOTE '120630			320,000,000.00	350,450,000.00			
	US TREASURY NOTE '120930			560,000,000.00	605,587,500.00			

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY NOTE '130815		345,000,000.00	374,756,250.00	
		US TREASURY NOTE '130930		105,000,000.00	109,388,672.40	
		US TREASURY NOTE '140215		120,000,000.00	129,093,750.00	
		US TREASURY NOTE '140515		1,700,000,000.00	1,884,078,125.00	
		US TREASURY NOTE '140815		300,000,000.00	325,781,250.00	
		US TREASURY NOTE '150815		530,000,000.00	573,062,500.00	
		US TREASURY NOTE '151115		360,000,000.00	393,918,750.00	
		US TREASURY NOTE '160215		350,000,000.00	382,320,312.50	
		US TREASURY NOTE '160515		711,000,000.00	803,874,375.00	
		US TREASURY NOTE '160815		451,200,000.00	502,594,500.00	
		US TREASURY NOTE '170215		812,000,000.00	890,028,125.00	
		US TREASURY NOTE '170515		420,000,000.00	456,487,500.00	
		US TREASURY NOTE '170815		468,000,000.00	516,481,875.00	
		US TREASURY NOTE '180515		100,000,000.00	103,515,625.00	
		小計		銘柄数 :	28	9,081,200,000.00
					(925,788,705,058)	
	組入時価比率 :		19.9%		20.3%	
カナダ・ドル	カナダ・ドル	CANADIAN GOVT. '100601		150,000,000.00	155,379,000.00	
		CANADIAN GOVT. '110601		195,000,000.00	211,107,000.00	
		CANADIAN GOVT. '120601		340,000,000.00	371,188,200.00	
		CANADIAN GOVT. '120601		14,000,000.00	14,734,440.00	
		CANADIAN GOVT. '130601		606,000,000.00	670,763,220.00	
		CANADIAN GOVT. '140601		455,000,000.00	505,068,200.00	
		CANADIAN GOVT. '150601		75,000,000.00	82,056,000.00	
		CANADIAN GOVT. '160601		300,000,000.00	320,202,000.00	
		CANADIAN GOVT. '170601		280,000,000.00	297,735,200.00	
		CANADIAN GOVT. '180601		335,000,000.00	360,707,900.00	
		CANADIAN GOVT. '290601		200,000,000.00	247,366,000.00	
		CANADIAN GOVT. '330601		330,000,000.00	417,849,300.00	
		CANADIAN GOVT. '370601		60,000,000.00	71,293,200.00	
小計		銘柄数 :	13	3,340,000,000.00	3,725,449,660.00	
					(318,041,637,474)	
		組入時価比率 :	6.8%		7.0%	
ユーロ	ユーロ	BELGIUM KINGDOM '120928		375,000,000.00	408,150,000.00	
		BELGIUM KINGDOM '121224		170,000,000.00	201,077,700.00	
		BELGIUM KINGDOM '130928		70,000,000.00	74,898,600.00	
		BELGIUM KINGDOM '150328		150,000,000.00	154,665,000.00	
		BELGIUM KINGDOM '150928		350,000,000.00	364,728,000.00	
		BELGIUM KINGDOM '160928		100,000,000.00	100,048,000.00	
		BELGIUM KINGDOM '170328		510,000,000.00	530,343,900.00	
		BELGIUM KINGDOM '170928		370,000,000.00	421,988,700.00	
		BELGIUM KINGDOM '180328		100,000,000.00	103,056,000.00	
		BELGIUM KINGDOM '190328		50,000,000.00	51,090,500.00	
		BELGIUM KINGDOM '280328		400,000,000.00	459,792,000.00	
		BELGIUM KINGDOM '350328		50,000,000.00	54,295,500.00	
		BUNDES REPUB. '160704		411,000,000.00	438,701,400.00	
		BUNDES REPUB. '270704		10,000,000.00	13,081,400.00	
		ESP GOVT. BOND '120730		230,000,000.00	249,550,000.00	
		ESP GOVT. BOND '130131		340,000,000.00	383,312,600.00	
		ESP GOVT. BOND '140730		130,000,000.00	142,113,400.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考		
国債証券	ユーロ	ESP GOVT. BOND '150131		160,000,000.00	171,980,800.00			
		ESP GOVT. BOND '160131		291,000,000.00	291,340,470.00			
		ESP GOVT. BOND '170730		380,000,000.00	432,185,400.00			
		ESP GOVT. BOND '180730		200,000,000.00	205,952,000.00			
		ESP GOVT. BOND '290131		190,000,000.00	226,337,500.00			
		FINLAND GOVT. BOND'130704		130,000,000.00	144,484,600.00			
		FINLAND GOVT. BOND'150704		270,000,000.00	289,545,300.00			
		FINLAND GOVT. BOND'170915		200,000,000.00	207,306,000.00			
		FINLAND GOVT. BOND'190704		170,000,000.00	180,455,000.00			
		FRN GOVT. BOND '141025		100,000,000.00	106,378,000.00			
		FRN GOVT. BOND '151025		64,000,000.00	64,478,720.00			
		FRN GOVT. BOND '161025		410,000,000.00	458,728,500.00			
		FRN GOVT. BOND '170425		147,000,000.00	152,381,670.00			
		FRN GOVT. BOND '180425		210,000,000.00	219,282,000.00			
		FRN GOVT. BOND '550425		100,000,000.00	96,061,000.00			
		GREECE '130820		105,000,000.00	108,961,650.00			
		GREECE '140820		396,000,000.00	434,138,760.00			
		GREECE '180720		120,000,000.00	123,006,000.00			
		GREECE '190719		150,000,000.00	167,142,000.00			
		ITL GOVT. BOND '120201		93,000,000.00	99,795,510.00			
		ITL GOVT. BOND '121015		197,000,000.00	208,904,710.00			
		ITL GOVT. BOND '130201		237,000,000.00	255,258,480.00			
		ITL GOVT. BOND '131215		100,000,000.00	103,989,000.00			
		ITL GOVT. BOND '140801		380,000,000.00	403,563,800.00			
		ITL GOVT. BOND '150801		300,000,000.00	310,152,000.00			
		ITL GOVT. BOND '160801		100,000,000.00	102,504,000.00			
		ITL GOVT. BOND '170201		150,000,000.00	155,227,500.00			
		ITL GOVT. BOND '170801		265,000,000.00	295,164,950.00			
		ITL GOVT. BOND '180201		525,000,000.00	555,523,500.00			
		ITL GOVT. BOND '180801		320,000,000.00	336,646,400.00			
		ITL GOVT. BOND '190301		440,000,000.00	459,901,200.00			
		ITL GOVT. BOND '271101		251,000,000.00	303,208,000.00			
		ITL GOVT. BOND '310501		410,000,000.00	468,539,800.00			
		ITL GOVT. BOND '330201		310,000,000.00	344,698,300.00			
		NETHERLANDS GOVT.'130715		100,000,000.00	107,178,000.00			
		NETHERLANDS GOVT.'170715		350,000,000.00	377,797,000.00			
		NETHERLANDS GOVT.'180715		200,000,000.00	207,852,000.00			
		PORTUGAL '140616		70,000,000.00	74,872,000.00			
		PORTUGAL '151015		60,000,000.00	60,629,400.00			
		PORTUGAL '161015		60,000,000.00	63,025,800.00			
		PORTUGAL '180615		120,000,000.00	125,989,200.00			
		小計		銘柄数 :	58	12,647,000,000.00	13,651,458,620.00	
							(1,829,431,969,666)	
				組入時価比率 :	39.4%		40.1%	
		イギリス・ポンド	UK TREASURY '091207			7,000,000.00	7,084,700.00	
			UK TREASURY '101125			9,600,000.00	10,239,360.00	
			UK TREASURY '110307			160,000,000.00	168,080,000.00	
			UK TREASURY '120607			220,000,000.00	239,624,000.00	
			UK TREASURY '130307			100,000,000.00	107,410,000.00	
			UK TREASURY '130927			160,000,000.00	194,720,000.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考	
国債証券	イギリス・ポンド	UK TREASURY '170825		75,000,000.00	102,937,500.00		
		UK TREASURY '180307		309,000,000.00	344,565,900.00		
		UK TREASURY '200307		190,000,000.00	205,941,000.00		
		UK TREASURY '250307		285,000,000.00	317,433,000.00		
		UK TREASURY '340907		180,000,000.00	190,440,000.00		
		UK TREASURY '381207		238,000,000.00	261,585,800.00		
	小計	銘柄数：		12	1,933,600,000.00	2,150,061,260.00	
						(322,874,699,414)	
		組入時価比率：		6.9%		7.1%	
	スウェーデン・クローネ	SWED GOVT. BOND '091201			1,630,000,000.00	1,642,045,700.00	
		SWED GOVT. BOND '110315			1,850,000,000.00	1,969,195,500.00	
		SWED GOVT. BOND '121008			3,929,000,000.00	4,320,721,300.00	
		SWED GOVT. BOND '140505			4,713,000,000.00	5,532,637,830.00	
		SWED GOVT. BOND '150812			2,050,000,000.00	2,214,820,000.00	
		SWED GOVT. BOND '170812			800,000,000.00	826,856,000.00	
		SWED GOVT. BOND '190312			800,000,000.00	854,400,000.00	
		SWED GOVT. BOND '201201			430,000,000.00	487,731,800.00	
	小計	銘柄数：		8	16,202,000,000.00	17,848,408,130.00	
						(236,312,923,641)	
		組入時価比率：		5.1%		5.2%	
	ノルウェー・クローネ	NORWEGIAN GOVT. '110516			3,500,000,000.00	3,684,170,000.00	
		NORWEGIAN GOVT. '130515			4,570,000,000.00	5,037,556,700.00	
		NORWEGIAN GOVT. '150515			3,315,000,000.00	3,518,176,350.00	
		NORWEGIAN GOVT. '170519			2,200,000,000.00	2,233,110,000.00	
		NORWEGIAN GOVT. '190522			1,080,000,000.00	1,106,773,200.00	
	小計	銘柄数：		5	14,665,000,000.00	15,579,786,250.00	
						(242,733,069,775)	
組入時価比率：		5.2%		5.3%			
デンマーク・クローネ	KINGDOM DENMARK '111115			300,000,000.00	325,341,000.00		
	KINGDOM DENMARK '131115			2,040,000,000.00	2,214,766,800.00		
	KINGDOM DENMARK '151115			600,000,000.00	624,498,000.00		
小計	銘柄数：		3	2,940,000,000.00	3,164,605,800.00		
					(56,994,550,458)		
	組入時価比率：		1.2%		1.2%		
オーストラリア・ドル	AUD GOVT. BOND '100815			160,000,000.00	162,244,800.00		
	AUD GOVT. BOND '110615			170,000,000.00	174,467,600.00		
	AUD GOVT. BOND '120415			745,000,000.00	765,487,500.00		
	AUD GOVT. BOND '130515			585,000,000.00	616,133,700.00		
	AUD GOVT. BOND '140615			245,000,000.00	257,311,250.00		
	AUD GOVT. BOND '150415			559,500,000.00	589,724,190.00		
	AUD GOVT. BOND '170215			460,000,000.00	481,960,400.00		
	AUD GOVT. BOND '190315			267,000,000.00	266,546,100.00		
	AUD GOVT. BOND '210515			150,000,000.00	154,461,000.00		
小計	銘柄数：		9	3,341,500,000.00	3,468,336,540.00		
					(276,114,271,949)		
	組入時価比率：		5.9%		6.0%		
国債証券 計					4,408,820,917,435		
					(4,208,291,827,435)		

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考	
特殊債券	アメリカ・ドル	EUROPEAN INVT BK '130715		20,000,000.00	21,347,800.00		
		KFW '120515		30,000,000.00	32,380,290.00		
		KFW '140310		30,000,000.00	31,054,350.00		
		NORDIC INVST BNK '130617		20,000,000.00	20,867,280.00		
	小計	銘柄数：		4	100,000,000.00	105,649,720.00	
						(9,626,802,486)	
		組入時価比率：		0.2%		0.2%	
	イギリス・ポンド	EUROPEAN INVT BK '140415			10,000,000.00	11,333,500.00	
		EUROPEAN INVT BK '150708			70,000,000.00	73,753,400.00	
		EUROPEAN INVT BK '181015			45,000,000.00	47,761,650.00	
		EUROPEAN INVT BK '210607			10,000,000.00	11,012,700.00	
		INT BK RECON&DEV '210607			1,200,000.00	1,321,188.00	
		KFW '140224			30,000,000.00	30,158,100.00	
		KFW '151207			60,000,000.00	66,670,800.00	
		KFW '160907			50,000,000.00	50,190,500.00	
	小計	銘柄数：		8	276,200,000.00	292,201,838.00	
						(43,879,950,012)	
		組入時価比率：		0.9%		1.0%	
	ノルウェー・クローネ	KFW '141215			500,000,000.00	499,243,500.00	
		NORDIC INVST BNK '140827			1,240,000,000.00	1,242,362,200.00	
	小計	銘柄数：		2	1,740,000,000.00	1,741,605,700.00	
						(27,134,216,806)	
		組入時価比率：		0.6%		0.6%	
	オーストラリア・ドル	EUROPEAN INVT BK '130814			15,000,000.00	15,277,050.00	
		EUROPEAN INVT BK '140520			25,000,000.00	24,674,000.00	
		EUROPEAN INVT BK '170123			25,000,000.00	25,041,750.00	
		EUROPEAN INVT BK '190807			345,000,000.00	353,462,850.00	
INT BK RECON&DEV '140827				100,000,000.00	100,562,000.00		
KFW '120130				65,000,000.00	66,722,500.00		
KFW '130326				20,000,000.00	19,309,080.00		
KFW '130808				30,000,000.00	29,879,700.00		
KFW '140828				200,000,000.00	200,958,400.00		
KFW '170328				50,000,000.00	49,580,500.00		
NORDIC INVST BNK '140820				30,000,000.00	30,097,800.00		
小計	銘柄数：		11	905,000,000.00	915,565,630.00		
					(72,888,179,804)		
	組入時価比率：		1.6%		1.6%		
特殊債券 計					153,529,149,108		
					(153,529,149,108)		
合計					4,562,350,066,543		
					(4,361,820,976,543)		

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成21年10月30日現在)

資産総額	246,562,741,430円
負債総額	1,052,528,290円
純資産総額( - )	245,510,213,140円
発行済数量	374,961,982,364口
1単位(1万口)当たり純資産額( / )	6,548円

## (参考)グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド 純資産額計算書

(平成21年10月30日現在)

資産総額	4,665,109,925,510円
負債総額	22,468,250,465円
純資産総額( - )	4,642,641,675,045円
発行済数量	3,249,063,874,385口
1単位(1万口)当たり純資産額( / )	14,289円

## 第5【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第5特定期間	自平成11年9月18日 至平成12年3月17日	3,354,213,368	5,549,349,796	36,209,241,092
第6特定期間	自平成12年3月18日 至平成12年9月18日	3,765,099,181	4,332,907,061	35,641,433,212
第7特定期間	自平成12年9月19日 至平成13年3月19日	5,993,183,380	4,427,690,363	37,206,926,229
第8特定期間	自平成13年3月20日 至平成13年9月17日	15,215,814,307	3,064,592,251	49,358,148,285
第9特定期間	自平成13年9月18日 至平成14年3月18日	12,937,814,503	16,753,163,516	45,542,799,272
第10特定期間	自平成14年3月19日 至平成14年9月17日	27,452,844,026	2,472,497,966	70,523,145,332
第11特定期間	自平成14年9月18日 至平成15年3月17日	60,105,584,978	14,008,812,244	116,619,918,066
第12特定期間	自平成15年3月18日 至平成15年9月17日	63,268,027,869	24,260,058,162	155,627,887,773
第13特定期間	自平成15年9月18日 至平成16年3月17日	41,866,368,849	12,392,814,002	185,101,442,620
第14特定期間	自平成16年3月18日 至平成16年9月17日	51,408,670,753	13,235,823,300	223,274,290,073
第15特定期間	自平成16年9月18日 至平成17年3月17日	65,346,129,557	13,685,496,643	274,934,922,987
第16特定期間	自平成17年3月18日 至平成17年9月20日	111,638,914,399	16,943,166,926	369,630,670,460
第17特定期間	自平成17年9月21日 至平成18年3月17日	81,463,354,762	31,590,068,906	419,503,956,316
第18特定期間	自平成18年3月18日 至平成18年9月19日	44,948,024,666	33,836,210,518	430,615,770,464
第19特定期間	自平成18年9月20日 至平成19年3月19日	31,098,458,898	41,312,975,961	420,401,253,401
第20特定期間	自平成19年3月20日 至平成19年9月18日	20,837,625,012	30,759,681,363	410,479,197,050
第21特定期間	自平成19年9月19日 至平成20年3月17日	20,769,295,357	18,538,008,060	412,710,484,347
第22特定期間	自平成20年3月18日 至平成20年9月17日	20,297,193,850	18,391,578,415	414,616,099,782
第23特定期間	自平成20年9月18日 至平成21年3月17日	10,447,489,846	32,948,117,491	392,115,472,137
第24特定期間	自平成21年3月18日 至平成21年9月17日	9,968,654,994	17,116,285,199	384,967,841,932
	自平成21年9月18日 至平成21年10月30日	1,636,102,034	11,641,961,602	374,961,982,364

## 第四部【特別情報】

### 第 1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成21年10月末現在：26億 8 千万円

会社が発行する株式総数：50,000株

発行済株式総数：12,998株

過去 5 年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

###### 投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。

投資環境検討会議は、取締役社長、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月 1 回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月 1 回開催され、ファンドの運用方針を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年10月末現在、委託会社が運用する公募の証券投資信託は以下の通りです。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	3	9,951
追加型株式投資信託	52	5,299,486
単位型公社債投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	6	456,741
合計	61	5,766,178

### 3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

第11期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則により作成し、第12期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受け、第12期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

		第11期 (平成20年3月31日現在)		第12期 (平成21年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金			280		157
預金			5,115,510		3,370,799
有価証券			32,646,163		20,052,953
前払費用			62,716		71,724
未収委託者報酬			3,386,556		2,865,114
未収収益			78,775		179,422
繰延税金資産			680,302		550,440
その他			45,878		23,555
流動資産計			42,016,183		27,114,167
固定資産					
有形固定資産			682,949		670,310
建物	1	274,771		292,070	
器具備品	1	222,177		188,275	
土地		186,000		186,000	
リース資産	1	-		3,964	
無形固定資産			1,049,758		1,451,880
ソフトウェア		1,048,940		1,451,257	
その他		817		622	
投資その他の資産			38,221,986		63,585,970
投資有価証券		37,281,662		62,551,697	
従業員貸付金		25,075		21,475	
長期差入保証金		436,610		491,464	
繰延税金資産		451,259		493,952	
その他		98,484		98,180	
貸倒引当金		71,104		70,800	
固定資産計			39,954,694		65,708,161
資産合計			81,970,877		92,822,328

		第11期 (平成20年3月31日現在)		第12期 (平成21年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			38,126		42,529
未払金			1,947,530		1,492,663
未払収益分配金		1,802		1,883	
未払償還金		82,148		58,768	
未払手数料		1,565,677		1,279,632	
その他未払金		297,901		152,378	
未払費用			1,082,805		682,942
未払法人税等			6,145,196		4,727,076
賞与引当金			477,956		429,386
役員賞与引当金			125,000		93,750
流動負債計			9,816,615		7,468,347
固定負債					
リース債務			-		4,163
時効後支払損引当金			67,798		63,808
退職給付引当金			790,305		851,291
役員退職慰労引当金			232,660		225,850
固定負債計			1,090,764		1,145,113
負債合計			10,907,380		8,613,461
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			67,719,164		80,897,517
その他利益剰余金		67,719,164		80,897,517	
繰越利益剰余金		67,719,164		80,897,517	
自己株式			11,534		19,759
株主資本合計			71,057,629		84,227,757
評価・換算差額等					
その他有価証券評 価差額金			5,868		18,890
評価・換算差額等合計			5,868		18,890
純資産合計			71,063,497		84,208,867
負債・純資産合計			81,970,877		92,822,328

## （ 2 ） 【 損益計算書 】

区分	注記 番号	第11期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		第12期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	
		金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬			79,636,028		71,887,968
営業収益計			79,636,028		71,887,968
営業費用					
支払手数料			37,607,018		33,283,402
広告宣伝費			1,636,618		1,106,957
公告費			2,878		1,040
調査費			4,585,056		3,955,002
調査費		491,430		626,487	
委託調査費		4,093,625		3,328,514	
委託計算費			213,163		284,848
営業雑経費			1,293,815		1,489,857
通信費		161,779		175,714	
印刷費		1,076,194		1,256,186	
協会費		43,242		44,419	
諸会費		3,902		3,875	
諸経費		8,697		9,662	
営業費用計			45,338,552		40,121,108
一般管理費					
給料			3,178,782		3,430,661
役員報酬		200,100		210,850	
給与・手当		2,549,780		2,801,788	
賞与		428,902		418,022	
賞与引当金繰入			477,956		425,726
役員賞与引当金繰入			120,500		93,750
福利厚生費			367,562		436,541
交際費			55,139		59,436
旅費交通費			152,581		220,675
租税公課			183,942		170,463
不動産賃借料			516,604		556,293
退職給付費用			182,763		173,617
役員退職慰労引当金繰入			69,440		81,270

		第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
固定資産減価償却費			349,139		507,178
諸経費			798,272		791,720
一般管理費計			6,452,685		6,947,335
営業利益			27,844,791		24,819,524
営業外収益					
受取配当金			9,399		4,918
有価証券利息			460,607		668,206
受取利息			5,908		4,209
時効成立分配金・償還金			90,626		16,925
その他			4,499		8,487
営業外収益計			571,041		702,746
営業外費用					
支払利息			125		-
時効成立後支払分配金・償還金			17,229		-
時効後支払損引当金繰入額			67,798		18,006
その他			2,009		4,912
営業外費用計			87,163		22,918
経常利益			28,328,669		25,499,352
特別利益					
投資有価証券売却益			222,287		-
関係会社株式売却益	1		23,800		-
特別利益計			246,087		-
特別損失					
投資有価証券評価減			-		608,420
過年度役員退職慰労引当金繰入額			216,730		-
退職給付費用			258,635		-
特別損失計			475,365		608,420
税引前当期純利益			28,099,391		24,890,932
法人税、住民税及び事業税			11,707,827		10,312,874
法人税等調整額			165,744		100,347
当期純利益			16,557,308		14,477,710

## （ 3 ）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第11期	第12期
	自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日	自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日
株主資本		
資本金		
前期末残高及び当期末残高	2,680,000	2,680,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高及び当期末残高	670,000	670,000
資本剰余金合計	670,000	670,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	52,136,485	67,719,164
当期変動額		
剰余金の配当	974,629	1,299,357
当期純利益	16,557,308	14,477,710
当期変動額合計	15,582,679	13,178,353
当期末残高	67,719,164	80,897,517
利益剰余金合計		
前期末残高	52,136,485	67,719,164
当期変動額		
剰余金の配当	974,629	1,299,357
当期純利益	16,557,308	14,477,710
当期変動額合計	15,582,679	13,178,353
当期末残高	67,719,164	80,897,517
自己株式		
前期末残高	5,174	11,534
当期変動額		
自己株式の取得	6,360	8,224
当期変動額合計	6,360	8,224
当期末残高	11,534	19,759
株主資本合計		
前期末残高	55,481,310	71,057,629
当期変動額		
剰余金の配当	974,629	1,299,357
当期純利益	16,557,308	14,477,710
自己株式の取得	6,360	8,224
当期変動額合計	15,576,318	13,170,128
当期末残高	71,057,629	84,227,757

	第11期	第12期
	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	291,109	5,868
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	285,240	24,759
当期変動額合計	285,240	24,759
当期末残高	5,868	18,890
評価・換算差額等合計		
前期末残高	291,109	5,868
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	285,240	24,759
当期変動額合計	285,240	24,759
当期末残高	5,868	18,890
純資産合計		
前期末残高	55,772,419	71,063,497
当期変動額		
剰余金の配当	974,629	1,299,357
当期純利益	16,557,308	14,477,710
自己株式の取得	6,360	8,224
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	285,240	24,759
当期変動額合計	15,291,078	13,145,369
当期末残高	71,063,497	84,208,867

## [重要な会計方針]

<p style="text-align: center;">第11期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日</p>	<p style="text-align: center;">第12期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日</p>				
<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定している） 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>2．固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>8～50年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>3．引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	建物	8～50年	器具備品	3～15年	<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>2．固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>3．引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p>
建物	8～50年				
器具備品	3～15年				

第11期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	第12期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
<p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職一時金及び適格退職年金について退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 （会計処理方法の変更） 当社は退職給付債務の算定にあたり、前事業年度まで簡便法によっておりましたが、当事業年度から原則法による算定方法に変更しております。 この変更は、従業員数の増加により、下期において退職給付債務の重要性が増したため、その算定の精度を高め、退職給付費用の損益計算をより適正化するために行ったものであります。 この変更にともない、当事業年度末における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額258,635千円を特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して税引前当期純利益は258,635千円減少しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。</p> <p>(6) 時効後支払損引当金 負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職一時金及び適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。なお、会計基準変更時差異については、適用初年度に一括償却しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(6) 時効後支払損引当金 同左</p>

第11期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第12期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
<p>4 . リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>5 . 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。</p>	<p>4 . 消費税等の会計処理方法 同左</p>

## [重要な会計方針の変更]

<p style="text-align: center;">第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日</p>
<p>1. 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号。以下、「監査・保証実務委員会報告第42号」という）を適用し、当事業年度から内規に基づく当期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更により、当期発生額69,440千円は一般管理費に計上し、過年度発生額216,730千円については、特別損失に計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比較して、営業利益、及び経常利益はそれぞれ69,440千円、税引前当期純利益は286,170千円減少しております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法に比較して、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ15,190千円減少しております。</p> <p>3. 時効後支払損引当金</p> <p>負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について、「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、将来の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要額を計上しております。これにより、従来の方法に比較して、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ67,798千円減少しております。</p>	<p>1. リース取引に関する会計基準</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。この会計基準及び適用指針の適用に伴う影響は軽微であります。</p>

## [表示方法の変更]

第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
前事業年度において、「法人税等」として表示されていたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	

## [追加情報]

第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
（固定資産の減価償却の方法） 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産につきましては、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、当該変更による損益への影響は軽微であります。	

## [注記事項]

## (貸借対照表関係)

第11期 (平成20年3月31日現在)	第12期 (平成21年3月31日現在)
1.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 406,401千円 器具備品 354,130千円	1.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 445,743千円 器具備品 435,598千円 リース資産 639千円

## (損益計算書関係)

第11期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	第12期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
1.関係会社株式売却益は三菱UFJ証券会社株式の売却によるものです。	1.

## (株主資本等変動計算書関係)

. 第11期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

## 1.発行済株式の種類及び総数

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

## 2.自己株式の種類及び株式数

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	3	1	-	4

(注)増加は端株の買取りによるものであります。

## 3.配当に関する事項

## (1)配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	974百万円	75,000円	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成20年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,299百万円	100,000円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

・第12期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数 (単位:株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数 (単位:株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	4	1	-	6

(注) 増加は端株の買取りによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,299百万円	100,000円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成21年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,559百万円	120,000円	平成21年3月31日	平成21年6月26日

## (リース取引関係)

第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
借主側 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	借主側 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。）
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
器具備品	器具備品
取得価額相当額 18,903千円	取得価額相当額 9,297千円
減価償却累計額相当額 12,309千円	減価償却累計額相当額 7,054千円
期末残高相当額 6,593千円	期末残高相当額 2,243千円
2. 未経過リース料期末残高相当額	2. 未経過リース料期末残高相当額
1年内 4,429千円	1年内 2,328千円
1年超 2,326千円	1年超 - 千円
合計 6,756千円	合計 2,328千円
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 5,985千円	支払リース料 4,587千円
減価償却費相当額 5,656千円	減価償却費相当額 4,349千円
支払利息相当額 334千円	支払利息相当額 149千円
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	4. 減価償却費相当額の算定方法 同左
5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。	5. 利息相当額の算定方法 同左

## （有価証券関係）

## 有価証券

## 1．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	第11期 (平成20年3月31日)			第12期 (平成21年3月31日)		
		貸借対照表日における貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	貸借対照表日における貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	5,482,282	5,482,815	532	-	-	-
	社債	13,384,810	13,470,742	85,932	23,649,688	23,769,191	119,503
	その他	31,943,065	32,042,011	98,945	33,930,383	34,092,088	161,704
小計		50,810,158	50,995,569	185,411	57,580,072	57,861,280	281,208
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,989,163	3,988,613	549	-	-	-
	社債	7,604,662	7,597,276	7,385	1,005,954	1,002,171	3,782
	その他	7,008,123	6,993,003	15,120	3,304,990	3,301,588	3,401
小計		18,601,949	18,578,893	23,055	4,310,944	4,303,760	7,183
合計		69,412,107	69,574,462	162,355	61,891,016	62,165,040	274,024

## 2．その他有価証券で時価のあるもの

	第11期 (平成20年3月31日)			第12期 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日における貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日における貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
株式	45,466	110,768	65,301	17,443	38,687	21,244
債券	-	-	-	5,346,075	5,350,773	4,697
その他	-	-	-	60,000	60,273	273
小計	45,466	110,768	65,301	5,423,518	5,449,733	26,215
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
株式	16,500	13,140	3,360	30,663	27,012	3,650
債券	-	-	-	14,383,998	14,337,762	46,236
その他	298,350	238,080	60,270	757,990	745,396	12,594
小計	314,850	251,220	63,630	15,172,652	15,110,170	62,481
合計	360,316	361,988	1,671	20,596,170	20,559,904	36,266

（注）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるもののうち、当事業年度において608,420千円の減損処理を行っております。なお、決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

## 3．当事業年度に売却したその他有価証券

	第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売却額（千円）	3,515,325	200,438
売却益の合計額（千円）	246,087	12
売却損の合計額（千円）	-	-

## 4．時価評価されていない有価証券

	第11期（平成20年3月31日）	第12期（平成21年3月31日）
	貸借対照表計上額（千円）	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券		
非上場株式	153,730	153,730
合計	153,730	153,730

## 5．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	第11期（平成20年3月31日）		第12期（平成21年3月31日）	
	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）
国債	9,500,000	-	3,500,000	2,500,000
社債	4,700,000	16,100,000	4,800,000	31,718,000
その他	18,476,000	20,403,000	11,724,000	26,890,000
合計	32,676,000	36,503,000	20,024,000	61,108,000

## （デリバティブ取引関係）

第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

第11期 (平成20年3月31日現在)	第12期 (平成21年3月31日現在)																																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産) 千円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">投資有価証券評価減</td><td style="text-align: right;">77,946</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ゴルフ会員権評価減</td><td style="text-align: right;">65,889</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">賞与引当金</td><td style="text-align: right;">194,050</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">320,864</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">94,459</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">時効後支払損引当金</td><td style="text-align: right;">27,526</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">事業税及び事業所税</td><td style="text-align: right;">455,439</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減損損失</td><td style="text-align: right;">355,843</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価 差額金</td><td style="text-align: right;">4,197</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">67,604</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">1,663,822</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">評価性引当額</td><td style="text-align: right;">531,530</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,132,291</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">未収配当金</td><td style="text-align: right;">730</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">730</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">差引：繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,131,561</td></tr> </table>	投資有価証券評価減	77,946	ゴルフ会員権評価減	65,889	賞与引当金	194,050	退職給付引当金	320,864	役員退職慰労引当金	94,459	時効後支払損引当金	27,526	事業税及び事業所税	455,439	減損損失	355,843	その他有価証券評価 差額金	4,197	その他	67,604	繰延税金資産小計	1,663,822	評価性引当額	531,530	繰延税金資産合計	1,132,291	未収配当金	730	繰延税金負債合計	730	差引：繰延税金資産の純額	1,131,561	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産) 千円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">投資有価証券評価減</td><td style="text-align: right;">324,965</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ゴルフ会員権評価減</td><td style="text-align: right;">65,889</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">賞与引当金</td><td style="text-align: right;">174,330</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">345,624</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">91,695</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">時効後支払損引当金</td><td style="text-align: right;">25,906</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">事業税及び事業所税</td><td style="text-align: right;">351,906</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減損損失</td><td style="text-align: right;">354,180</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価 差額金</td><td style="text-align: right;">17,375</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">66,633</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">1,818,507</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">評価性引当額</td><td style="text-align: right;">773,779</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,044,727</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">未収配当金</td><td style="text-align: right;">334</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">334</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">差引：繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,044,392</td></tr> </table>	投資有価証券評価減	324,965	ゴルフ会員権評価減	65,889	賞与引当金	174,330	退職給付引当金	345,624	役員退職慰労引当金	91,695	時効後支払損引当金	25,906	事業税及び事業所税	351,906	減損損失	354,180	その他有価証券評価 差額金	17,375	その他	66,633	繰延税金資産小計	1,818,507	評価性引当額	773,779	繰延税金資産合計	1,044,727	未収配当金	334	繰延税金負債合計	334	差引：繰延税金資産の純額	1,044,392
投資有価証券評価減	77,946																																																																
ゴルフ会員権評価減	65,889																																																																
賞与引当金	194,050																																																																
退職給付引当金	320,864																																																																
役員退職慰労引当金	94,459																																																																
時効後支払損引当金	27,526																																																																
事業税及び事業所税	455,439																																																																
減損損失	355,843																																																																
その他有価証券評価 差額金	4,197																																																																
その他	67,604																																																																
繰延税金資産小計	1,663,822																																																																
評価性引当額	531,530																																																																
繰延税金資産合計	1,132,291																																																																
未収配当金	730																																																																
繰延税金負債合計	730																																																																
差引：繰延税金資産の純額	1,131,561																																																																
投資有価証券評価減	324,965																																																																
ゴルフ会員権評価減	65,889																																																																
賞与引当金	174,330																																																																
退職給付引当金	345,624																																																																
役員退職慰労引当金	91,695																																																																
時効後支払損引当金	25,906																																																																
事業税及び事業所税	351,906																																																																
減損損失	354,180																																																																
その他有価証券評価 差額金	17,375																																																																
その他	66,633																																																																
繰延税金資産小計	1,818,507																																																																
評価性引当額	773,779																																																																
繰延税金資産合計	1,044,727																																																																
未収配当金	334																																																																
繰延税金負債合計	334																																																																
差引：繰延税金資産の純額	1,044,392																																																																
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異の原因となった主な項目別 の内訳</p> <p style="margin-top: 20px;">法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との間の差異が法定実効税率の100 分の5以下であるため注記を省略しておりま す。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異の原因となった主な項目別 の内訳</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">同左</p>																																																																

## （退職給付関係）

## 第11期

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。  
また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 退職給付債務に関する事項（平成20年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	1,654,321千円
(2) 年金資産	864,015
(3) 退職給付引当金(1)+(2)	790,305

## 3. 退職給付費用に関する事項（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 勤務費用（注1）	172,328千円
(2) 簡便法から原則法への変更差額（注2）	258,635
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額	-
(4) その他（注3）	10,434
(5) 退職給付費用（1）+（2）+（3）+（4）	441,398

（注1）当事業年度末より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。したがって、上記の勤務費用は簡便法により計算されたものです。

（注2）退職給付債務の算定にあたり、簡便法から原則法に変更したことによる当事業年度末における当該債務の差額であり、特別損失に計上しております。

（注3）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準  
 (2) 割引率 1.8%  
 (3) 期待運用収益率 1.8%  
 (4) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

## 5. 退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として、前事業年度まで簡便法によっておりましたが、当事業年度末から原則法による算定方法に変更しております。

第12期

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。  
 また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	1,768,612千円
(2) 年金資産	685,071
(3) 未認識数理計算上の差異	232,249
(4) 退職給付引当金(1)+(2)+(3)	851,291

3. 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(1) 勤務費用	146,681千円
(2) 利息費用	29,777
(3) 期待運用収益	15,552
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	-
(5) その他（注）	12,710
(6) 退職給付費用(1) + (2) + (3) + (4) + (5)	173,617

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準
- (2) 割引率 1.8%
- (3) 期待運用収益率 1.8%
- (4) 数理計算上の差異の処理年数 10年
- (5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

（関連当事者情報）

・ 第11期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）  
 該当事項はありません。

・ 第12期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）  
 該当事項はありません。

## （ 1株当たり情報）

<p style="text-align: center;">第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日</p>
<p>1株当たり純資産額 5,469,128円02銭 1株当たり当期純利益 1,274,194円86銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 16,557,308千円 普通株式に係る当期純利益 16,557,308千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円 普通株式の期中平均株式数 12,994株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。</p>	<p>1株当たり純資産額 6,481,523円99銭 1株当たり当期純利益 1,114,250円27銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 14,477,710千円 普通株式に係る当期純利益 14,477,710千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円 普通株式の期中平均株式数 12,993株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。</p>

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更  
委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成21年4月1日現在	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法、以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

## &lt;再信託受託会社の概要&gt;（平成21年3月末現在）

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金：51,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 投資顧問会社

名称	資本金の額（百万円） 平成21年3月末現在	事業の内容
ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社	1,000	金融商品取引法に定める投資運用業務を営んでいます。

## (3) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成21年3月末現在	事業の内容
アーク証券株式会社	2,619	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	2,280	
いちよし証券株式会社	14,577	
今村証券株式会社	500	
白木証券株式会社	255	
宇都宮証券株式会社	301	
エース証券株式会社	8,831	
エイチ・エス証券株式会社	3,000	
S M B Cフレンド証券株式会社	27,270	
株式会社S B I証券	47,937	
岡地証券株式会社	1,500	
おきなわ証券株式会社	628	
オリエン特証券株式会社	838	
オリックス証券株式会社	3,000	
香川証券株式会社	555	
かざか証券株式会社	15,446	
金十証券株式会社	1,045	
カブドットコム証券株式会社	7,196	
木村証券株式会社	500	
共和証券株式会社	500	
黒川木徳証券株式会社	2,065	

光世証券株式会社	12,000
篠山証券株式会社	100
ジェービック証券株式会社	667
静岡東海証券株式会社	600
島大証券株式会社	120
株式会社 証券ジャパン	3,000
荘内証券株式会社	100
そしあす証券株式会社	4,727
高木証券株式会社	11,069
中央証券株式会社	4,374
東海東京証券株式会社	36,000
東武証券株式会社	420
奈良証券株式会社	117
成瀬証券株式会社	720
新潟証券株式会社	600
西村証券株式会社	500
日興コーディアル証券株式会社	(注) 10,000
日産センチュリー証券株式会社	1,500
日本アジア証券株式会社	4,000
ニュース証券株式会社	877
のぞみ証券株式会社	2,091
野村証券株式会社	10,000
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307
ばんせい山丸証券株式会社	1,558
ひびき証券株式会社	500
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100
廣田証券株式会社	600
二浪証券株式会社	100
前田証券株式会社	2,198
松阪証券株式会社	100
丸國証券株式会社	601
丸三証券株式会社	10,000
丸近証券株式会社	200
丸福証券株式会社	852
三木証券株式会社	500
三田証券株式会社	500
三菱ＵＦＪ証券株式会社	65,518
水戸証券株式会社	12,272
武蔵証券株式会社	201
明和証券株式会社	511
山和証券株式会社	585
豊証券株式会社	2,540
ユニマツト証券株式会社	450
楽天証券株式会社	7,445
リーディング証券株式会社	1,393
リテラ・クリア証券株式会社	3,794
ワイエム証券株式会社	1,270

株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社阿波銀行	23,452	
株式会社池田銀行	76,865	
株式会社大分銀行	15,000	
株式会社群馬銀行	48,652	
株式会社清水銀行	8,670	
株式会社荘内銀行	14,200	
株式会社千葉興業銀行	57,941	
株式会社鳥取銀行	9,061	
株式会社西日本シティ銀行	85,745	
株式会社百五銀行	20,000	
株式会社百十四銀行	37,322	
株式会社福井銀行	17,965	
株式会社福岡銀行	82,329	
株式会社北越銀行	24,538	
株式会社北國銀行	26,673	
株式会社山梨中央銀行	15,400	
中央三井信託銀行株式会社	399,697	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社香川銀行	12,014	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社北日本銀行	7,761	
株式会社きらやか銀行	7,700	
株式会社西京銀行	12,690	
株式会社第三銀行	22,461	
株式会社東和銀行	41,153	
株式会社富山第一銀行	8,000	
株式会社東日本銀行	38,300	
株式会社福島銀行	18,127	
株式会社宮崎太陽銀行	5,752	
みずほインベスターズ証券株式会社*	80,288	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
オリックス信託銀行株式会社*	30,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。
ソニー銀行株式会社*	31,000	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ソニー生命保険株式会社*	70,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

（注）日興コーディアル証券株式会社の資本金の額は平成21年10月1日現在です。

\* みずほインベスターズ証券株式会社、オリックス信託銀行株式会社、ソニー銀行株式会社およびソニー生命保険株式会社は受益権の募集の取扱いを行いません。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

信託財産の管理業務等を行います。

(2) 投資顧問会社

信託財産の運用に係る助言および情報提供を行います。

(3) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

\* みずほインベスターズ証券株式会社、オリックス信託銀行株式会社、ソニー銀行株式会社およびソニー生命保険株式会社は受益権の募集の取扱いは行いません。

3【資本関係】

(1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

該当事項はありません。

(2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

受託会社

該当事項はありません。

投資顧問会社

該当事項はありません。

販売会社

三菱UFJ証券株式会社は、委託会社の株式3,995株（30.73%）を保有しています。

### 第3【その他】

- 1 目論見書の表紙または本文に写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、ロゴマーク入り社名もしくは社名を付加して使用すること、また社団法人投資信託協会の定めるファンドの商品分類、申込みに係る事項等を記載することがあります。
- 2 以下の事項および有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金」の主要内容を要約した事項を、「お申込みされる前に」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
  - (1) 下記の事項は、この投資信託（以下「ファンド」といいます。）をお申込みされるご投資者の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。  
お申込みの際には、下記の事項および本投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。
  - (2) ファンドは、実質的には主に国内外の公社債を投資対象としています。基準価額は組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。  
したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。  
ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「為替変動リスク」や「金利変動リスク」等があります。
  - (3) 詳細は、本投資信託説明書（交付目論見書）の該当箇所をご覧ください。
- 3 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」および「第三部 ファンドの詳細情報」の主要内容を要約して「ファンドの概要」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- 4 有価証券届出書の記載項目の配列を変更し、また、類似情報を集約して目論見書に記載することがあります。
- 5 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。グラフ、図表等に使用するファンドに関するデータは、あくまでも過去の実績であり、将来の成果を約束するものではありません。
- 6 目論見書の巻末に投資信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該投資信託約款を参照する旨を記載することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
- 7 目論見書に用語解説を掲載することがあります。
- 8 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載することがあります。
- 9 目論見書に、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。
  - (1) ファンドは、公社債など値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
  - (2) 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
  - (3) 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
  - (4) 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。

- (5) 登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
  - (6) 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
  - (7) 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  - (8) 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。
  - (9) 当ファンドにおける課税上の取扱いは株式投資信託となります。
- 10 目論見書に、以下の内容を記載することがあります。
- 金融商品取引法第13条第2項第2号に規定する詳細情報を記載した目論見書（投資信託説明書（請求目論見書））の内容は金融庁のEDINET（電子開示システム）および委託会社のホームページで閲覧することができます。
- 11 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」と称して使用することがあります。
- 12 交付目論見書（金融商品取引法第13条第2項第1号の規定に基づく目論見書）に請求目論見書（金融商品取引法第13条第2項第2号の規定に基づく目論見書）を添付することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高尾 幸治 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）の平成20年9月18日から平成21年3月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）の平成21年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員 公認会計士 高尾 幸治 印  
業務執行社員代表社員 公認会計士 英 公一 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年11月5日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）の平成21年3月18日から平成21年9月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）の平成21年9月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸治 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。